

周防大島町告示第67号

平成26年第3回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成26年8月28日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成26年9月4日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

魚谷 洋一君	平川 敏郎君
田中隆太郎君	広田 清晴君
荒川 政義君	中本 博明君
松井 岑雄君	今元 直寛君
尾元 武君	平野 和生君
吉田 芳春君	濱本 康裕君
新山 玄雄君	小田 貞利君
魚原 満晴君	久保 雅己君

○9月5日に応招した議員

○9月19日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成26年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成26年9月4日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成26年9月4日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第6 議案第1号 平成25年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分について
- 日程第7 認定第1号 平成25年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 平成25年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 平成25年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 平成25年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 平成25年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 平成25年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 平成25年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 平成25年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 平成25年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第10号 平成25年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について
- 日程第17 議案第2号 平成26年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第3号 平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第19 議案第4号 平成26年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第5号 平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第6号 平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第7号 平成26年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第8号 平成26年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第9号 平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第10号 平成26年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第11号 平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第12号 公有水面埋立ての免許について
- 日程第28 議案第13号 周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第29 議案第14号 周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第30 議案第15号 周防大島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第31 議案第16号 周防大島町学校給食センター設置条例の一部改正について
- 日程第32 議案第17号 周防大島町福祉事務所設置条例及び周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第33 請願第6号 周防大島町政治倫理条例の制定を求める請願書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第6 議案第1号 平成25年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分について
- 日程第7 認定第1号 平成25年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 平成25年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 平成25年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第10 認定第4号 平成25年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 平成25年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 平成25年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 平成25年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 平成25年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 平成25年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第10号 平成25年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について
- 日程第17 議案第2号 平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第3号 平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第4号 平成26年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第5号 平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第6号 平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第7号 平成26年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第8号 平成26年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第9号 平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第10号 平成26年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第11号 平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第12号 公有水面埋立ての免許について
- 日程第28 議案第13号 周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第29 議案第14号 周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第30 議案第15号 周防大島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第31 議案第16号 周防大島町学校給食センター設置条例の一部改正について
- 日程第32 議案第17号 周防大島町福祉事務所設置条例及び周防大島町報酬及び費用弁償条例

の一部改正について

日程第33 請願第6号 周防大島町政治倫理条例の制定を求める請願書

出席議員 (16名)

1番 魚谷 洋一君	2番 平川 敏郎君
3番 田中隆太郎君	4番 広田 清晴君
5番 荒川 政義君	6番 中本 博明君
7番 松井 岑雄君	8番 今元 直寛君
9番 尾元 武君	10番 平野 和生君
11番 吉田 芳春君	12番 濱本 康裕君
13番 新山 玄雄君	14番 小田 貞利君
15番 魚原 満晴君	16番 久保 雅己君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 福田 美則君	議事課長 中村 和江君
書記 岡本 義雄君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	代表監査委員 …………… 西本 克也君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君
公営企業管理者 …………… 石原 得博君	総務部長 …………… 奈良元正昭君
産業建設部長 …………… 池元 恭司君	健康福祉部長 …………… 川口 満彦君
環境生活部長 …………… 佐川 浩二君	久賀総合支所長 …………… 前崎 浩二君
大島総合支所長 …………… 佐本 洋二君	東和総合支所長 …………… 藤山 忠君
橘総合支所長 …………… 升谷 高広君	
会計管理者兼会計課長 ……………	松本 康男君
教育次長 …………… 岡野 正徳君	公営企業局総務部長 …… 藤田 隆宏君
総務課長 …………… 佐々木義光君	財政課長 …………… 中村 満男君

午前9時30分開会

○議長（久保 雅己君） おはようございます。本日は御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、平成26年第3回周防大島町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（久保 雅己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、今元直寛議員、9番、尾元武議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（久保 雅己君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る8月28日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から9月19日までの16日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から9月19日までの16日間とすることに決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（久保 雅己君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年6月以降本日までに議会に提出されております文書について御報告いたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員からの例月現金出納検査、6月、7月、8月実施分の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

次に、陳情について、1件受理いたしました。

議会運営委員会でお諮りいただき、陳情・要望第19号軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情については、議員配付として既にお手元にお届けしております。

続いて、系統議長会関係について、山口県離島振興市町議会議長会では、6月26日、27日

に、福岡県新宮町相島を視察し、相島における産業及び新宮町の状況について地元議員さんとの意見交換を行ってまいりました。

7月11日には、山口県町議会議長会の定例会が開催され、平成25年度事業報告及び歳入歳出決算等について協議されて、認定をされたところです。

7月28日の柳井地区広域市町議会議員研修会では、商業者の目線で実行するまちづくり、8月28日の山口県協議会実務研修会では、自治体議会の役割と議員の責務と題した研修を受講し、研さんを重ねました。御出席いただいた議員の各位に御礼申し上げます。

9月26日には、山口県自治研修会が山口市で開催されます。常任委員長以上の方に出席をお願いしたいと考えております。

次に、町人会等への参加については、7月6日に広島周防大島町人会が開催され、5名の議員が出席をいただき、ふるさと大島の近況報告や情報交換をしてまいりました。関係議員の皆様におかれましては、お疲れさまでした。

また、今年12月までに予定されている町人会等への参加につきましては、近畿東和会、東京東和会、近畿大島会、東京大島郡人会への参加を計画しております。この件については、議員派遣として御決議いただく予定でありますので、よろしく願い申し上げます。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告並びに議案説明

○議長（久保 雅己君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長から行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） おはようございます。

本日は、平成26年第3回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、行政報告を2件ほど申し上げます。

1件目は、平成25年度決算に係る財政の健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

平成25年度決算に係る財政の健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。実質赤字比率、連結実質赤字比率は、ともに赤字額はありません。次に、実質公債費比率においては、昨年度より0.5ポイント改善され13.9%に、将来負担比率では82.0%と対前年度比、大きく22.8ポイントの改善が図られているとともに、早期健全化基準を当然ながら下回っているというところでございます。

この4つの比率のうちの実質公債費比率と将来負担比率につきまして、少し御報告を申し上げ

たいと思いますが、この実質公債費比率につきましては、地方公共団体の借入金、まさに地方債でございますが、これの償還額の大きさが標準財政規模に占める割合を示しておるものでございまして、当然ながら分母、分子から特定財源とか交付税で措置されるものは当然分母、分子から取り除くということになっておりまして、要するに、そのことが地方債の元利償還額が標準財政規模に占める割合が13.9%であったということを示してる数字でございますが、昨年よりも0.5ポイント改善されておるといふ報告を申し上げましたが、実は、この資料がちょっと私の手元に残っておるのが平成19年からなんです、平成19年の、6年前ということになります、平成19年と平成25年度を比較してみますと、実に7.1ポイント、平成19年は21%だったということを考えてみますと、標準財政規模の中に占める公債費の割合が、非常に、21%から13%まで改善されたということになっておりまして、この実質的な公債費の比率も相当下がってきておるといふことを示すものであるというふうに思っているところでございます。

また、将来負担比率でございますが、雑駁に申し上げますと、将来の負担額、すなわち周防大島町に残ってる地方債の現在高、これが標準財政規模と比較した時どのような形になっておるかということございまして、この将来負担比率につきましても、当然ながら特定財源や交付税措置されるものにつきましては分母、分子から差し引くということになっておりますが、だから本当の実質的な意味の将来の負担比率でございます、これが今回標準財政規模より少ない数字、すなわち82%に下がってきたということで、昨年の104%、まさに標準財政規模と同じぐらいの数字であったものが82%まできたというのは、非常に喜ばしいことでございます。

これも平成19年と比較いたしますと、平成19年が187.6ということで、その6年間で105%削減が、いい方に改善されておるといふことございまして、まだまだ他の自治体と比較してみまして特別にいいというわけではないと思いますが、しかしながら、周防大島町の取り組みとすれば、この合併から10年を迎えますときに、段々このような財政の健全化が図られておるといふことは言えるのではないかとこのように思っているところでございます。

また、全ての企業会計において資金不足は生じていない状況にあります。よって、周防大島町の財政状況につきましては、先程も申し上げましたが、厳しい状況にはあるものの、財政の健全化判断比率は年々改善が図られ、財政の健全性は維持されているというふうに判断されているところでございます。

監査委員さんの方からもそのような御報告をいただいております。

2件目は、太陽光発電システム設置運営事業者の公募についてであります。

昨年度、旧大島青年の家の跡地を太陽光発電システム設置運営事業者へ貸し出しをしたところでありますが、今年度も町遊休地及び町有建物の有効活用を念頭に、太陽光発電システム設置運営事業者の公募を行いたいというふう考えております。

町有地だけではなく、町有建物の屋根等を活用した太陽光発電を行う希望があるというふうな問い合わせもたくさんありまして、現在、貸し出し可能な土地及び建物について検討を行っておりますが、地元の方々の御理解を得ながら、10月に入りましたら、土地と建物に分けて募集を開始したいと考えております。

なお、固定買取制度による事業の採算性を考慮し、太陽光発電システム建設から事業終了後の解体までの21年間の長期間にわたる貸し付けを想定しておりますので、議員各位の御理解を賜りたいと思っておりますのでございます。

以上、行政報告を2件させていただきました。

それでは、提出議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

本定例会に提案いたしております案件は、人事に関する同意1件、公営企業局事業会計積立金の処分について1件、決算の認定に関するもの10件、補正予算に関するもの10件、公有水面埋め立て免許について1件、条例の制定について3件、条例の一部改正について2件、合計28件であります。

同意第1号は、平成26年11月26日をもって任期満了となります周防大島町教育委員会委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。

議案第1号は、公営企業局事業会計におきまして、建設改良積立金を全額取り崩し、平成25年度欠損金を補填するものであります。

認定第1号から認定第10号までの10件は、平成25年度の一般会計を初めとする各特別会計の歳入歳出決算ならびに、公営企業局企業会計事業決算の認定について、お諮りをするものであります。

一般会計の実質収支は6億8,790万4,000円の黒字となっており、公営企業会計を除くその他の特別会計においても、黒字もしくは収支ゼロ決算で、おかげさまで各会計とも順調に予算の執行ができたところであります。

このことは、議員各位を初め町民の皆様の温かい御理解と御協力の賜物であり、深く感謝の意を表するものでございます。

各財政分析の指数につきましては、合併時と比べますと大幅に健全化は進み、また前年度との比較におきましても、あらゆる項目で改善が図られてはいるものの、時限的な給与支給額のカットなどの特殊要因や今後の合併による特例措置の先行きを推考いたしますと、さらなる行財政改革の取り組みはまさに重要であるというふうに考えております。

監査委員の決算審査意見並びに主要な施策の成果説明書を添えて決算書をお配りしているところではありますが、各会計決算の詳細内容につきましては、後ほど関係参与より御説明を申し上げます。

議案第2号は、平成26年度一般会計補正予算（第2号）であります。

既定の予算に7億3,049万8,000円を追加し、予算の総額を151億5,858万9,000円とするものであります。

議案第3号は、平成26年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

既定の予算に1,345万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を35億6,875万6,000円とするものであります。

議案第4号は、平成26年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）であります。

既定の予算に5万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を4億4,387万8,000円とするものでございます。

議案第5号であります。平成26年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

既定の予算に9,198万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を34億7,327万4,000円とするものでございます。

議案第6号は、平成26年度簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

既定の予算に522万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を8億2,657万6,000円とするものでございます。

議案第7号は、平成26年度下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

既定の予算に149万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を3億8,686万6,000円とするものでございます。

議案第8号は、平成26年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

既定の予算から581万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を3億3,312万5,000円とするものでございます。

議案第9号は、平成26年度漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

既定の予算に233万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を5,245万2,000円とするものでございます。

議案第10号は、平成26年度渡船事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に208万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を8,844万8,000円とするものでございます。

議案第11号は、平成26年度公営企業局企業会計補正予算（第2号）についてであります。

大島看護専門学校に係る業務の予定量及び資本的収入及び支出予算を補正するものでございます。

議案第12号は、国道437号久賀拡幅道路改良事業に係る公有水面埋め立ての免許について、山口県知事より諮問されましたので、その答申について議会の議決を求めるものであります。

議案第13号から議案第15号までの3議案は、条例の制定についてであります。

議案第13号は、周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第14号は、周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、議案第15号は、周防大島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、いずれの条例も子ども・子育て関連3法の施行に伴い、それぞれの事業における設備並びに運営の基準を条例で定めることとなりましたので、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第16号は、周防大島町学校給食センター設置条例の一部改正についてであります。

浮島学校給食調理場の廃止に伴い、条例の一部改正を行うものであります。

議案第17号は、周防大島町福祉事務所設置条例及び周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてであります。

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、関係参与が御説明を申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 以上で、行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第5. 同意第1号

○議長（久保 雅己君） 日程第5、同意第1号周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 同意第1号は、周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。現教育委員会委員の珠山信孝氏は、平成22年11月27日に周防大島町教育委員として御就任をいただき、本町の教育行政に御尽力をいただいておりますが、来る11月26日をもってその任期が満了いたします。ここに、同氏の在任中の御功績に対しまして深く敬意を表するものであります。

つきましては、後任の教育委員の任命を要するものであります。私といたしましては、実直な人柄、責任感旺盛で判断力にもすぐれ、豊富な知識や経験を有しておられることなどを考慮いたしまして、引き続き珠山信孝氏が最適任と考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会にお諮りをする次第であります。

同氏の経歴につきましては、添付の関係資料のとおりであります。

議員各位におかれましては、珠山信孝氏の教育委員選任につきまして御同意を賜りますよう、

よろしくお願い申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。

これより起立による採決を行います。同意第1号珠山信孝氏を周防大島町教育委員会委員に任命することに同意を求めることについて、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、珠山信孝氏を周防大島町教育委員会委員に任命することに同意することに決定しました。

日程第6. 議案第1号

○議長（久保 雅己君） 日程第6、議案第1号平成25年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。石原公営企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 議案第1号平成25年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分についての補足説明を申し上げます。

お手元の議案つづり3ページをご覧くださいと思います。

建設改良積立金9億4,320万8,922円を全額取り崩し、平成25年度欠損金9億9,178万3,000円のうち9億4,320万8,922円を補填するものです。

以上が、平成25年度周防大島町公営企業局事業会計積立金の処分についての内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

なお、この案件については、所管の民生常任委員会へ付託することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今、議長が言われましたように、民生常任委員会のほうへ付託ということですが、中身について若干質疑をしておきたいというふうに思います。

今回、9億4,320万8,000円の補填、これを建設改良基金で取り崩して付託すること、取り崩して累積をゼロにするという案であります。それで、実際的に、中身、いわゆる

9億4,320万8,922円の中身について、議員のほうにわかりやすくちょっと報告していただきたいというのが質問の趣旨であります。

○議長（久保 雅己君） 藤田企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） 広田議員さんの質問で、9億4,320万8,922円は、建設改良積立金ですので、全額今まで積み立ててきた建設改良の積立金です。

もう一点、欠損金の9億9,178万3,000円のうち、東和病院の増改築に伴う資産減耗費が5億3,317万2,497円で、現金を伴いません減価償却費が3億8,490万5,661円。結局、それを除くと実質的な赤字が5,590万2,475円という結果でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。質疑が終了しましたので、本案件については所管の民生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号を所管の民生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7. 認定第1号

日程第8. 認定第2号

日程第9. 認定第3号

日程第10. 認定第4号

日程第11. 認定第5号

日程第12. 認定第6号

日程第13. 認定第7号

日程第14. 認定第8号

日程第15. 認定第9号

日程第16. 認定第10号

○議長（久保 雅己君） 日程第7、認定第1号平成25年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16、認定第10号平成25年度周防大島町公営企業局公営企業会計事業決算の認定についてまでの10議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。松本会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（松本 康男君） 認定第1号平成25年度周防大島町一般会計歳入歳出

決算の認定についてから認定第9号平成25年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの補足説明を申し上げます。

この認定は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、各会計の決算につきまして議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、認定第1号平成25年度周防大島町一般会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

決算書の2ページをお願いいたします。

歳入の合計額を申し上げますと、予算現額154億7,117万円、調定額159億2,083万946円に対しまして、収入済額は155億6,585万617円で、調定額に対する収入率は97.8%でございます。

不納欠損額1,548万6,786円につきましては、1ページの1款町税1項町民税は、541万5,732円で93人、2項固定資産税は850万4,334円で181人、3項軽自動車税は34万8,900円で64人、11款分担金及び負担金2項負担金の121万7,820円は、保育料で8人となっております。

収入未済額3億3,949万3,543円のうち、事業の繰り越しに伴う未収分を差し引いた残りの収入未済額1億8,438万8,079円の内訳で主なものにつきましては、1ページの1款町税1項町民税の4,399万2,348円は、現年223人、滞納繰越381人、2項固定資産税の6,386万9,040円は、現年422人、滞納繰越440人、3項軽自動車税の311万1,500円は、現年183人、滞納繰越200人、11款分担金及び負担金2項負担金の639万2,932円は、保育料で現年5人、滞納繰越21人、2ページの12款使用料及び手数料1項使用料の6,298万8,667円は、住宅使用料で現年59人、滞納繰越97人となっております。

13款国庫支出金の4,738万1,000円、14款県支出金8,092万4,464円、20款町債2,680万円につきましては、事業の繰り越しに伴う未収でございます。

なお、1ページの1款町税2項固定資産税の収入済額6億5,779万2,108円には、重複納付され還付が済んでいない1万3,000円が含まれておりますので、収入未済額の実数としては6,386万9,040円に1万3,000円をプラスした6,388万2,040円となります。

この還付未済額につきましては、事項別明細書の41ページ、固定資産税の説明の備考欄に記載をしております。

4ページをお願いいたします。

歳出の予算現額154億7,117万円に対しまして、支出済額は148億5,699万

9,747円で、執行率は96%でございます。

翌年度繰越額1億7,605万2,000円につきましては、6月定例議会において御報告しております平成25年度周防大島町繰越明許費の繰越額でございます。

歳入歳出差引残額は、7億885万870円でございます。

不用額につきましては、その総額が4億3,811万8,253円となっており、平成24年度決算に比べ4%の減となっております。

以上で一般会計の説明を終わります。

詳細につきましては、41ページからの一般会計歳入歳出決算事項別明細書の御参照をお願いいたします。

なお、以降の各会計の事項別明細書につきましても、詳細説明は割愛させていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、認定第2号平成25年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入の予算現額35億8,550万8,000円、調定額36億8,954万6,224円に対しまして、収入済額は35億5,165万1,564円で、調定額に対する収入率は96.3%でございます。

不納欠損額は、国民保険税の1,131万2,610円で250人となっております。

収入未済額は、国民健康保険税の1億2,658万2,050円で、現年822人、滞納繰越1,048人でございます。

なお、国民健康保険税につきましても、事項別明細書の257ページの備考欄に記載しておりますように、還付未済額が節の合計で3万1,400円ありますので、収入未済額の実数としては1億2,658万2,050円よりも3万1,400円多い、1億2,661万3,450円となります。

9ページをお願いいたします。

歳出の予算現額、35億8,550万8,000円に対しまして、支出済額は35億5,165万1,564円で、執行率は99.1%となっております。

翌年度繰越額は0円で、不用額は3,385万6,436円となっております。また、歳入歳出差引残額は0円の決算でございます。

続きまして、認定第3号平成25年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

歳入の予算現額4億964万3,000円、調定額4億711万5,380円に対しまして、収入済額は4億722万916円で、調定額に対する収入率は100%を0.03%超えた率となっております。これは、一般会計と国民健康保険事業特別会計の歳入と同様に、収入済額の中に還付未済額が含まれているため、調定に対して収入済額が多くなっていることによるものです。

不納欠損額は、後期高齢者医療保険料の1万236円で2人となっております。

収入未済額は、後期高齢者医療保険料でマイナス11万5,772円となっております。収入未済額の実数としては、現年15人、滞納繰越が8人で46万1,767円ですが、事項別明細書の275ページの備考欄にありますように、還付未済額が合計で57万7,539円ありますので、マイナス11万5,772円となっております。

14ページをお願いいたします。

歳出の予算現額4億964万3,000円に対しまして、支出済額は4億716万8,651円で、執行率は99.4%となっております。

翌年度繰越額は0円で、不用額は247万4,349円となっております。歳入歳出差引残額は、5万2,265円でございます。

続きまして、認定第4号平成25年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

17ページをお願いいたします。

歳入の予算現額33億3,801万2,000円、調定額33億2,735万457円に対しまして、収入済額は33億2,062万4,247円で、収入率は99.8%となっております。

不納欠損額の121万7,900円は、介護保険料の43人分でございます。収入未済額は介護保険料550万8,310円で、現年87人、滞納繰越32人となっております。

収入未済額の実数としては605万9,970円ですが、事項別明細書の279ページの備考欄にありますように、還付未済額が合計で55万1,660円ありますので、550万8,310円となっております。

18ページをお願いいたします。

歳出の予算現額33億3,801万2,000円に対しまして、支出済額は32億2,759万6,337円で、執行率は96.7%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は1億1,041万5,663円となっております。

歳入歳出差引残額は9,302万7,910円でございます。

続きまして、認定第5号平成25年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

21ページをお願いいたします。

歳入の予算現額8億3,461万9,000円、調定額9億374万3,285円に対しまして、収入済額は8億2,690万4,567円で収入率は91.5%でございます。

不納欠損額は4,740円で1人分、収入未済額は2款使用料及び手数料1項使用料の給水使用料の7,682万5,978円は現年301人、滞納繰越528人で、2項手数料の8,000円と合計で7,683万3,978円となっております。

収入未済額の実数としては7,686万9,878円ですが、事項別明細書の295ページにありますように、還付未済額は3万5,900円ありますので、7,683万3,978円となっております。

22ページをお願いいたします。

歳出の予算現額8億3,461万9,000円に対しまして、支出済額は8億2,690万4,567円で、執行率は99.1%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は771万4,433円となっております。

歳入歳出差引残額は0円の決算でございます。

続きまして、認定第6号平成25年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

25ページをお願いいたします。

歳入の予算現額3億7,781万1,000円、調定額3億7,732万4,943円に対しまして、収入済額は3億7,151万9,353円で、収入率は98.5%でございます。

不納欠損額は93万3,383円で、分担金の32万3,000円は滞納繰越34人、使用料の61万383円は滞納繰越13人分となっております。

収入未済額487万2,207円の内訳につきましては、1款分担金及び負担金1項分担金では、受益者の分担金が90万1,000円で、現年7人、滞納繰越25人、2款使用料及び手数料1項使用料が397万1,207円で、現年32人、滞納繰越51人でございます。

26ページをお願いいたします。

歳出の予算現額3億7,781万1,000円に対しまして、支出済額は3億7,151万9,353円で、執行率は98.3%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額が629万1,647円となっております。

歳入歳出差引残額は0円の決算となっております。

続きまして、認定第7号平成25年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

29ページをお願いいたします。

歳入の予算現額3億2,699万7,000円、調定額3億2,521万3,238円に対しまし

て、収入済額は3億2,320万1,068円で、収入率は99.4%でございます。

不納欠損額は56万8,670円で、分担金の50万2,800円は滞納繰越30人分、使用料の6万5,870円は滞納繰越5人分でございます。

収入未済額144万3,500円の内訳につきましては、1款分担金及び負担金では分担金が27万5,900円で、現年1人、滞納繰越6人、2款使用料及び手数料1項使用料の農業集落排水使用料が116万7,600円で、現年17人、滞納繰越14人でございます。

30ページをお願いいたします。

歳出の予算現額3億2,699万7,000円に対しまして、支出済額は3億2,320万1,068円で、執行率は98.8%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は379万5,932円となっております。

歳入歳出差引残額は繰入金で財源調整を行い、0円の決算となっております。

続きまして、認定第8号平成25年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

33ページをお願いいたします。

歳入の予算現額3,377万6,000円、調定額3,296万2,076円に対しまして、収入済額は3,235万8,454円で、収入率は98.2%となっております。

不納欠損額は、使用料の7万2,272円で2人分となっております。

収入未済額は、1款使用料及び手数料1項使用料の53万1,350円で、現年5人、滞納繰越7人でございます。

34ページをお願いいたします。

歳出の予算現額3,377万6,000円に対しまして、支出済額は3,235万8,454円で、執行率は95.8%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は141万7,546円となっております。

歳入歳出差引残額は、繰入金で財源調整を行っておりますので、0円でございます。

続きまして、認定第9号平成25年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

37ページをお願いいたします。

歳入の予算現額8,096万8,000円、調定額7,711万1,714円に対しまして、収入済額は7,711万1,714円で、収入率は100%でございます。

不納欠損額、収入未済額ともに0円となっております。

38ページをお願いいたします。

歳出の予算現額8,096万8,000円に対しまして、支出済額は7,711万1,714円で、

執行率は95.2%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は385万6,286円となっております。

歳入歳出差引残額は、0円でございます。

続きまして、実質収支に関する調書の御説明を申し上げます。単位は、千円で記入しております。

331ページをお願いいたします。

一般会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額155億6,585万1,000円、歳出総額148億5,700万円、歳入歳出差引額は7億885万1,000円となり、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源2,094万7,000円を差し引きました実質収支額は6億8,790万4,000円で決算をいたしております。

332ページは、国民健康保険事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額35億5,165万2,000円、歳出総額35億5,165万2,000円、歳入歳出差引額は0円で、実質収支額も同額でございます。

333ページは、後期高齢者医療事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額4億722万1,000円、歳出総額4億716万9,000円、歳入歳出差引額は5万2,000円で、実質収支額も同額でございます。

334ページは、介護保険事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額33億2,062万4,000円、歳出総額32億2,759万6,000円、歳入歳出差引額は9,302万8,000円で、実質収支額も同額でございます。

335ページは、簡易水道事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額8億2,690万5,000円、歳出総額8億2,690万5,000円、歳入歳出差引額は0円で、実質収支額も0円でございます。

336ページは、下水道事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億7,151万9,000円、歳出総額3億7,151万9,000円、歳入歳出差引額は0円で、実質収支額も0円となっております。

337ページは、農業集落排水事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億2,320万1,000円、歳出総額3億2,320万1,000円、歳入歳出差引額は0円で、実質収支額も0円となっております。

338ページは、漁業集落排水事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は同額の3,235万8,000円で、歳入歳出差引額、実質収支額とも0円でございます。

339 ページ、渡船事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は同額の7,711万2,000円で、歳入歳出差引額、実質収支額とも0円でございます。

続きまして、財産に関する調書の御説明を申し上げます。この調書につきましては、今年度異動のあった部分のみ説明させていただきます。

341 ページをお願いいたします。

1、公有財産の(1)土地及び建物のうち、土地につきましては、防火水槽、久賀児童公園、B&G海洋センタープールの用地を取得する一方、旧田舎美術館、旧久賀教職員住宅及び県公社跡地の売却があったため、合計で116.85平方メートルの減となっております。

建物につきましては、木造面積で消防機庫等の整備による増がありましたが、旧東和庁舎や旧沖浦中学校の解体、中塚や瀬戸住宅など公営住宅の処分による減があり、合計で3,376.94平方メートルの減となっております。

非木造では、防災備蓄倉庫の整備や久賀中学校校舎、明新小学校屋内運動場の建設による増が教員住宅等の処分による減を上回り、合計で2,725.70平方メートルの増となっております。木造、非木造合わせた延べ面積では、651.24平方メートルの減となっております。

342 ページをお願いいたします。

(2)山林から(5)の有価証券につきましては、異動はございません。

343 ページをお願いいたします。

(6)出資による権利では、柳井地域広域水道企業団へ2,701万7,000円出資いたしまして、年度末現在高は49億7,065万9,305円となっております。

344 ページの山口県東部森林組合出資金の7,000円の増は、配当金の積み立てでございます。

345 ページをお願いいたします。

2の物品につきましては、車両関係で普通自動車2台減、軽自動車2台増、ダンプトラック1台増、また森野小学校のスクールバス1台を購入し、霊柩車1台を廃車した結果、車両台数は1台増となりました。

備品につきましては、346 ページの防災倉庫が笠佐、浮島などに新たに整備され、5基増、347 ページの電話設備が1式増、旧東和庁舎の解体に伴い処分したファクシミリと防災行政無線装置がそれぞれ減、349 ページの竜崎陶芸の館の陶芸窯が1基増となっております。

350 ページをお願いいたします。

3の基金、(1)財政調整基金は6億5,502万円の増で、年度末現在高は42億9,308万9,000円となっております。

(2) の減債基金は1億17万2,000円の増で、年度末現在高は6億305万円でございます。

(3) の県収入証紙購入基金は変更ございません。

(4) の奨学資金貸付基金の6万2,000円の増は、積み立てによるものでございます。

(5) の福祉振興基金の9万6,000円の増は、利息の積み立てでございます。

351ページの(6)の国民健康保険基金の1万7,000円の増も利息の積み立てでございます。

(7) の介護給付費準備基金は取り崩しと積み立てにより2,267万6,000円の増となっております。

(8) のふるさと創生基金につきましても、取り崩しと積み立てにより5,234万8,000円の増となっております。

(9) の土地開発基金につきましては、土地面積で6,093.34平方メートル減少し、現金で2,339万6,000円増加しております。利息の積み立てと合わせて、年度末現在高は2億7,070万4,000円となっております。

352ページの(10)の中山間ふるさと水と土保全対策基金は、変更ございません。

(11) のちびっこ医療費助成事業基金は、利息の積み立てと取り崩しにより1,353万6,000円の減となっております。

(12) の観光振興事業助成基金につきましても、利息の積み立てと取り崩しにより1,033万6,000円の減となっております。

(13) の福祉医療費一部負担金助成事業基金も同じく利息の積み立てと取り崩しにより1,228万2,000円の減となっております。

(14) のふるさと応援基金は、積み立てと取り崩しを行い、299万6,000円の増で、年度末現在高は850万円でございます。

353ページの(15)の外国語活動推進事業基金は、利息の積み立てと取り崩しを行い、年度末現在高は4,394万6,000円となっております。

(16) のケーブルテレビ加入促進事業基金につきましても、利息の積み立てと取り崩しを行い、年度末現在高は3,476万5,000円となっております。

以上で、認定第1号平成25年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号平成25年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの補足説明を終わります。

なお、決算附属書類、監査委員の審査意見書及び主要な施策の成果を説明する書類を添付いたしておりますので、御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。10時40分まで。

午前10時30分休憩

.....
午前10時42分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒川議員さんから退席の通告がありました。

続いて補足説明を求めます。石原公営企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 認定第10号平成25年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について、補足説明を申し上げます。

お手元の平成25年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算書類、1ページの決算報告をお開きいただきたいと思います。

まず、「収益的収入及び支出」の決算額であります。収入合計42億6,153万9,884円に對しまして、2ページの支出合計は51億8,731万7,554円の決算となりました。

次に、3ページの「資本的収入及び支出」の決算額であります。収入合計は17億4,978万5,000円に對しまして、4ページの支出の合計は23億3,321万73円の決算となりました。

次に、財務諸表について御説明申し上げます。

まず、7ページの「損益計算書」について御説明申し上げます。

これは、平成25年度の経営状況をあらわすものでございますが、医業収支では17億740万3,782円の医業欠損となり、医業外収支では6億5,921万8,408円の医業外利益となり、特別利益5,640万2,374円を合わせた当年度純利益は、9億9,178万3,000円の赤字となりました。

なお、現金支出の伴わない費用であります減価償却費・繰延勘定除却費・資産減耗費の合計9億3,588万525円を除くと、5,590万2,475円の赤字となります。

次に9ページの「剰余金計算書」であります。借り入れ資本金につきましては、企業債の借り入れ及び償還に伴いまして、年度末残高が94億5,701万9,500円となりました。

資本剰余金のうち、受贈財産評価額につきましては、廃棄処分に伴いまして65万円減り、年度末残高が2,364万4,250円となり、補助金につきましては、補助金を財源とした医療機器の廃棄処分に伴いまして8,072万9,499円減り、医療機器整備に対する補助金及び東和病院東棟改築（耐震）工事に対する補助金の受け入れに伴いまして1億6,418万5,000円増え、年度末残高が15億280万4,777円となり、資本剰余金の年度末残高が15億

3,582万7,027円となりました。

利益剰余金のうち、建設改良積立金につきましては、24年度の欠損金処理額2億4,888万8,986円を計上し、未処分利益剰余金につきましては、25年度欠損金9億9,178万3,000円を計上し、利益剰余金の年度末残高が11億3,378万8,796円となりました。

次に、11ページの「欠損金処理計算書」につきましては、議案第1号の補足説明で申し上げましたが、平成25年度欠損金のうち9億4,320万8,922円を建設改良積立金から繰り入れし、補填しております。

次に、13ページの「貸借対照表」について御説明申し上げます。

これは、平成26年3月31日時点の財政状況をあらわしています。

14ページの資産合計は198億7,880万534円、負債合計は21億7,015万1,981円、15ページの資本合計は177億864万8,553円でございます。

以上、概略を御説明申し上げましたが、附属資料といたしまして、17ページ以降に「事業報告書」、「収益費用明細書」、「固定資産明細書」、「企業債明細書」、「継続費精算報告書」を添付しております。

平成25年度決算は、東和病院東棟（耐震）工事に伴う固定資産除却費等の費用の発生が影響し、平成24年度と比べ、7億4,289万4,014円の悪化となりましたが、経営改善に全力を挙げ、3病院、2老健、看護専門学校、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、健康の方の健診及び調べる方の検診事業を堅持し、地域住民に安全安心な医療・介護・福祉を提供するために、親しまれ、愛され、信頼される組織になるよう職員一丸となって努めてまいりたいと思います。

以上で、認定第10号平成25年度周防大島町公営企業局事業決算の認定についての補足説明を終わります。

なお、本決算書は監査委員の審査に付して、その意見書を別冊に添付しておりますので、御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑は議案ごとに行います。

なお、議員各位にお願いでございますが、認定案件については、後ほど所管委員会への付託審査をお諮りし、委員会にて詳細なる審議を願う予定としておりますので、ここでは総括的、大綱的な質疑を行っていただきたいと思っております。

認定第1号平成25年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

一般会計歳入歳出につきましては、歳入と歳出を分けて質疑を行います。

まず、歳入についての質疑を行います。ただし、財産に関する質疑もここでお願いいたします。

質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 実はこの税務課関係ですが、不納欠損及び収入未済について、基本的考え方を聞いておきたいというふうに思います。これは成果です。

実はかなりの金額が不納欠損、さっき人数の報告はありました。それで、実際的に、かなり増えてきよる。言葉では悪質滞納とか何とかかんとかって言いよるが、私は決して悪質滞納だけではないと——まあ次の国保税も一緒ですがね——という考え方を持っております。

そういう中で、実際的に死亡に伴う場合もあると、町民ですから死亡に伴う不納欠損もあるというふうに考えております。それと併せて、長期不況の中で本当に払えない、実態的に払えない世帯も、私は発生しよるんじゃないかというふうに考えております。

その点で、町の税務課等は、これは払わんほうが悪いんじゃないという考え方をしちよるのか、それとも実態、不納欠損になりつつある町民の皆さん方や収入未済になる町民の皆さん方、どういうふうに協議しながらこの1年間、徴収活動に努めてこられたのか、不納欠損についてですね。

それと、もう一つは収入未済であります。

病院等と違いまして、材料費について、医療費等については、実際的には2カ月遅れで入ってきます。

町の会計の場合は、いわゆる調定期間といいますか、6月までがいわゆる出納閉鎖の時期で、これまでは少なくとも入ってくる時期というふうに私は考えておりますが、それにしてもその6月以降に、それだけの金額が、いわゆる収入未済としてあらわれちよる理由はどういう状況というふうに捉えているのかという点をですね、ちょっと町税務課のほうに、基本的考え方、これを聞いておきたいというふうに思います。これが1件です。

それと、御承知のように周防大島町は、いわゆる主に五十五、六%が、大体、地方交付税のいわゆる状況というふうになっております。

その点で、25年度の基準財政需要額及び収入額の動向を、再度、聞いておきたいというふうに思います。

それと、もう一つは、あっ、後からでいいです。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） まず、1点目の税の関係の御質問でございますけれども、不納欠損等々についての要するに悪質な滞納のみではないと、町としてはどういうふうな考え方でおるのかというような、ですけれども、当然、この不納欠損あるいは滞納なり、現年も含めてですけれども、こういったことにつきましては税務課に徴収対策班というものを、班をつくっております。

税のみではなく、ほかのいろんな料も含めまして、あわせて県からも併任徴収の職員を派遣をしていただいております。

そういった方も含めましていろいろ協議をしながら、その滞納整理あるいは現年の収入未済の減にも努めておりますし、いろんな、ですからその該当者の方とは協議をしながらそこ進めておりますので、そういったことで御理解をいただきたいと思います。

それから、交付税の関係でございますけれども、25年度の基準財政需要額が88億8,738万6,000円、それから基準財政収入額が13億2,691万1,000円という状況でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） よく町側が言うのが、いわゆる27年からですか、交付税が減額していくと、いわゆる5年間にわたってそれぞれ減額していくというのが、町の皆さん方の言う状況です。

それで、実際的に、私はそのときには、いわゆる需要額そのものの推移も落ちてくるという見方しております。需要額そのものも。

当然、私は今の状況下で、そういうふうに見ておりますが、財政当局含めて、町長含めて、いわゆる交付税の見方について、どういうふうに見ておるのかなというのが、若干、答弁できれば質疑を行っておきたいと、やっぱり25年度決算、1年間を見てから、当然27年度、28年度等を見通しながら、また人口動態で言えば5年ごとですか、見ていきますから、実際的にはその辺をどういうふうに見ているのかという点で質疑をしておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 今、議員さんおっしゃるとおりですけれども、平成27年度から、交付税につきましては合併算定替から一本算定としての5年間で、本来、周防大島町が交付されるべき交付税に戻ってくるという、これは制度的にもう決まっておる部分でございます。

そういった中で、平成25年度の仮に一本算定であった場合につきましては、約16億4,000万円ばかりが、交付税としては一本算定の金額として減額になるといった状況でございます。

ですが、これにつきましても26年度の決定額等々を見ますと、例えばですけれども、合併前の市町の総合支所の設置等々について、若干、見直し等が行われておるといった状況でございます。

また、逆に人口減、要するに国勢調査等もあり、人口減によって、また今、議員さん御指摘のように需要額の減等々も出てくるということで、非常に今後の制度の動向というのは見極めながら、当然、財政運営はしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。田中議員。

○議員（3番 田中隆太郎君） 基金のほうで土地開発、今、基金も財産もって言ったんじゃない

んかい。

○議長（久保 雅己君） 一緒です。

○議員（3番 田中隆太郎君） ええですよ。

土地開発基金で1億6,000万円の土地を保有しているようになっております。

私ども油宇でございますが、最近、地価が随分下がってきて、昔10万円しよったところが5万円ぐらいしかしよらんですが、この1億6,000万円については、目減りはあるのかないのか、そこのところを、ちょっとわかればお教え願いたい。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 今の土地開発基金の関係の御質問で、1億6,000万円、約1億6,000万円の土地を保有していると御質問、これの目減りがあるのかというような御質問でございますけれども、これはあくまで、今、取得価格で計上させていただいております。

しかし、実際それをまた先行取得的に購入しておる部分もあります。これも例えば県道の先行取得に、これも県が幾らで購入していただけるか、そこはその時点での土地の価格に応じることになりますので、今の状況からすると目減りするということは、ですが土地開発基金サイドではまず一旦、一般会計に買い戻しまして、一般会計の土地としてそれを県に例えば売却するとか、そういった手続になりますので、基金サイドからしたら目減りはないという考え方になります。

○議長（久保 雅己君） 田中議員。

○議員（3番 田中隆太郎君） それは基金が買うて町が買い上げるとか、県が買い上げるので、帳簿上は目減りはないけど、取得するときに先行投資、この監査の調書によれば、「当基金は公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑を図る」って、利益のために取得するということもあるんで、もし目減りをすれば先行投資が失敗だったということも考えられるので、個人では1億6,000万円の土地を所有していれば、毎年、時価額を査定すると思うんです、私は。そういうところは町としてはしないのですか。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 先程申し上げましたように、基金といたしましてはその取得価格をそのまま保有金額として、トータルの基金の残高と合わせておるという考え方でございますので、基金のサイドとしてのそういった時価の土地の価格の変動については、加味しないという考え方で運用をしております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。松井議員。

○議員（7番 松井 岑雄君） 1点だけお聞きします。

現在の周防大島町の税収が約23億6,000万円ぐらいですけれども、やっぱり地方交付税

をいただいております、88億円が80億円なり70億円になるという数字が出てくると思うんですよ、将来ビジョン。

今、人口が1万8,900人として、それがさらに1,000人下がったときの地方交付税は、周防大島町はどのぐらいになるかっていう、大体の水準をお聞きできれば将来ビジョンが出てくるかなと思ってますけれども。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 人口減に対して、ですからどのぐらいの影響があるかという御質問だろうと思うんですが、非常に人口1人当たりでの交付税の算入が幾らかというのは、いろんな要素がございますし、これから、今、先程言いましたように制度の見直しの過渡期にあるといったことから、非常に算定はちょっと困難というふうに、今、私ども見ております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので質疑を終結します。

次に、歳出について質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 数点ですが、聞いちょきたいというふうに思います。

商工観光課関係であります、町長もずっと全協の中で言ってきた、いわゆる指定管理料の引き上げの基礎となる部分に、25年度の支出が入ってくるんじゃないかと、基準額にですね。

それで、実際的には25年度決算の動向で、実際的に歳入・歳出はどういうふうに見ているのか、実際的にそれが1,200万円、700万円と指定管理料を変更してきました。

そういう中でですね、25年度の収支については、竜崎温泉についてはどういうふうに見ているのか、これが1つです。

それともう一つが、いわゆる100万円以上、以下で、機器のいわゆる補修といいますか修理について、責任所在割合もあるかもわかりませんが、実際的にはどういう状況なのかという点を聞いておきたい。

それで、教育委員会のほうは委託料、教育委員会のほう、これは委託料、指定管理料じゃなしに委託料で運行する、いわゆるスクールバスについてであります。

その部分で、実際的にもう委託料を渡したら、どういう労働条件、そこに働く人の労働、いわゆるバスの運転手さんやら当然雇用しますから、そこに働く運転手さん等の雇用条件というのは、実際的にはですねいわゆる年々、25年度なら25年度実態調査、委託料に伴う実態調査は具体的にされているのかどうなのか、その点を聞いておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 指定管理は竜崎温泉のみでよろしいでしょうか。

○議員（４番 広田 清晴君） はい。

○産業建設部長（池元 恭司君） はい。竜崎温泉の２５年度の年次報告によりますと、まず管理部門の温泉のほうでございます。

収入合計が６，１６２万６，２９７円、支出合計が９，１４８万４，２２９円、差し引きマイナスの２，９８５万７，９３２円となっております。

次に、レストラン部分でございます。レストラン部分につきましての収入が７，３１５万１，９８３円、支出合計が６，０２３万５，８０４円、差し引きプラスでございますが１，２９１万６，１７９円となっております。

次に、修繕費でございます。

修繕費につきましては、工事費も含んだほうがよろしいですか。

○議員（４番 広田 清晴君） はい。

○産業建設部長（池元 恭司君） はい。工事費につきましては、竜崎温泉の１階、２階系統空調機器改修工事が１２１万２，７５０円、源泉用水中ポンプ取りかえ工事１３６万５，０００円、浴室洗い場漏水工事４９万９，８００円、五方弁等交換工事２４８万８，５００円、竜崎温泉本館廊下、旧事務所系統空調更新工事１９９万５，０００円でございます。

次に、財産管理のほうでも修繕等を行っております。

財産管理でした工事につきましては、厨房系統排水管洗浄工事１５万７，５００円、それと工事費でございますが、竜崎温泉除鉄・除マンガンろ過等交換工事１２５万５，４８５円、以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） スクールバスの運行の委託の件ですが、今の質問では雇用の人件費の関係について見直しをする、実態を調査するかということですが、人件費の雇用状況については、昨年、見直しの段階で運転労務費を値上げをして計算しておりますので、今のところ、考えは、それを調査するという考えはありませんが、燃料費については、近年、大きく上下をしておりますので、これについては以前の２回でも答弁しておりますが、大きく変動があった場合にこれを見直すという項目を、契約書の中に入れ込むように、現在、検討をしております。

以上です。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。松井議員。

○議員（７番 松井 岑雄君） 財産に関するものについて、ちょっとお伺いします。

３４１ページなんですけど、公有財産関係の考え方であります。３４２ページ見ていただきますと、山林とか動産あるいはまた物件、有価証券、その下の３４３ページ、出資による権利とい

うのがありまして、ずっと読んでいきますと出損金と出資金があるんです。

○議長（久保 雅己君） 松井議員、ちょっと内容が……

○議員（7番 松井 岑雄君） まだ早いですか。

○議長（久保 雅己君） 違うんじゃないかと思えますので。

○議員（7番 松井 岑雄君） もうちょっと後ですか。はい、わかりました。

○議長（久保 雅己君） 終わってます。

○議員（7番 松井 岑雄君） はい、それじゃ。

○議長（久保 雅己君） ほかにありませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） まず4ページ、下から2行目、顧問弁護士の委託料についてお尋ねいたします。

平成25年度中に情報公開の請求件数が865件あり、そのうち公開138件、部分公開368件、却下359件あったと利用状況が報告されておりますが、顧問弁護士の委託料として75万6,000円が支出されていますが、それ以外に顧問弁護士に支払われたものがあるのかないのかお尋ねいたします。

それと、顧問弁護士の相談件数等を何件であったかお尋ねいたします。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 顧問弁護士につきましては、ここにあります委託料で1年間お願いしております。

相談件数ですが、去年は19件となっております。

○議長（久保 雅己君） 吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） そうしますと、情報公開等で865件という膨大な件数だと思えますけど、それについては顧問弁護士の定額料金の範囲内で片付いたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 情報公開、今、800何件というお話がございますけれども、これにつきまして、全て顧問弁護士に相談するわけではございません。

従来もう既に公開すべきものと決定したものにつきましては、もう公開をいたしますし、ですから一々顧問弁護士に相談して、情報公開すべきかどうかというのを行っているわけではございませんので、弁護士等の関係はそこまでの件数は相談はしてないということでございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 119ページの中ほどですが、児童館運営費の児童厚生員の報酬198万円と賃金44万5,550円についてお尋ねいたします。

学童保育を利用されています保護者の方々から、学校の長期休暇の場合、朝9時からの時間帯では働く親にとって遅過ぎるので、せめて8時30分からしていただけないか、だったら、助かりますというようなお話がありました。

当初予算において児童厚生員の報酬が216万円、賃金におきましては67万8,000円計上されておりましたが、決算では報酬18万円、賃金23万2,450円が不用額となっています。

予算的には余裕があるようなので、職員の勤務システム、早出等で対応できなかったのか、それと今後の時間帯を見直す考えがあるのかお尋ねいたします。

○議長（久保 雅己君） ちょっと決算とは違うんじゃないかというように受けとめたんですが、暫時休憩します。

午前11時14分休憩

.....

午前11時14分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 関連質問ということで答弁できる、決算につくということ。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。

午前11時15分休憩

.....

午前11時16分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。

川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 不用額の残につきましては適正に運用して残額が残っております。

以上です。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第2号平成25年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） これは、当委員会ではありますが、あえて根幹にかかる部分で質疑

をしておきます。本会議ですからね。

実際的に、先程、税ということで質疑をしました。今回、短期保険証、そして資格証明書、これが審査報告書の中に書いているというふうに思います。

それで、私はどれだけ資格証明書、これを減していくかちゅうのが、町民の健康や暮らしに役立っていくちゅうことで、できるだけ税の関係においては町民の皆さんと、いわゆるそういう状況になった皆さんですね、資格証明書を発行せざるを得ないような状況になった人とは、きちんと話をしてやっていきなさいというのは、本会議、委員会ですって言った立場です。

その中で、それにしても多過ぎるなというのが、130を超えると、旧町で言えばその4分の1ですから30件、まあ平均です、平均で、そうなるとかなり大きい数字になるということになるかと思えます。

それで、今、税務課長のほうが退席しちよるんで、実際的には委員会のほうで、やっぱり対応の状況とかいうのは、やっぱりきちんと委員会で答弁を求めておきたいと。それで、委員会以外で、例えば、今、本会議ですが、実際的に、いわゆるどういう対応をしよるとというのが答弁できれば、本会議で、きちっと答弁していただきたいというのが、国保税にかかわる資格証明書についてであります。

質疑の趣旨わかりますか。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 資格証の交付につきましては、町の国保資格証明書交付取り扱い基準によりまして交付を行っております。で、保険税の滞納の理由で資格証明書交付対象者となった方で、医療費の10割の一時払いも困難であり、どうしても病院にかかりたいという場合には、特別の事情に関する届け出表を提出していただきまして、判定委員会に回り、交付することが適当と認められた場合は、1カ月等、3カ月、6カ月等の短期保険証を交付することとしております。

納税相談の機会を確保して納税意欲を高め、負担の公平と国保事業、保険の健全化を図ることを目的としております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今の資格証明書のことでございますが、まさにまず第一義的にはぜひとも厳格に納税をしていただくというのが第一義でございますが、しかしながら、それぞれの事情もございまして、当然その資格を審査するときに、その委員会の中でもそういう個別の事案についてそれぞれ審議をいただいているところでございますし、そして、それぞれの個別の事情を勘案しながら資格証明書については発行するか、またはその保険証を発行するということも

やっておりますので、これを確信的に今のように数が多いから少なくせよということではなくて、それぞれの個別の事情を勘案しながら、温情的にやっておるというのが実態だと思っております。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 町長の今の答弁、温情的対応をしておるという点は委員会の中でも改めて協議をしておきたいということで、質疑を終わります。

以上です。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第3号平成25年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 実際的にですね所管委員会の議案が続くんですが、住民の皆さん方から後期高齢者医療費にかかわる部分で、山口県においては、全国的にいわゆる保険の状況、これは全国の中で一体何位ぐらいになっているんだろうかという質問をよくされます。

これが出発当時は8番目、全国で8番目ぐらいの実は水準で、山口県は結構上位におるなというのが実感でした。後期高齢者加入者の保険料ですね。それで、それから以後、数年がたちまして、今現では後期高齢者医療の、いわゆる県、これは県一ですからね、県一の中でどういう状況になっているのか、資料があったら今、答弁をいただいてもいいですし、資料がなかったら委員会できちんと答弁をしていただきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） 委員会で答弁させていただきたいと思います。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第4号平成25年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第5号平成25年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 2番、平川です。ページが298ページ、299ページなんですが、これ成果とあれとでちょっとこれ聞こうか聞くまいかと思っただんですが、ちょっと見え

ん部分があるんですが、工事請負費の228万7,950円、これは299ページに工事請負費で、東部と旧棕野というんで出ているんですが、修繕費の1,271万1,453円、これが維持管理費の中の修繕費を見る限りで、ちょっと見当たらないんですが、どこを見ていうのかなと思って、修繕費。維持管理経費の50万円以上の契約というんで、修繕費で上がっているんですが、その修繕費の合計が1,271万1,453円というところがどこなのか、ちょっとお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 佐川環境生活部長。

○環境生活部長（佐川 浩二君） 修繕費のことでございますけれども、この維持管理経費の中の修繕費3,685万7,851円、この中に50万円以上のことで今載っております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） いわゆる水道料のほうで質疑をします。

1つは、実際的に弥栄から給水しようということで、実際的にあの当時から責任水量制というのが出ております。それで、実際的に現在、25年度ですが、実際的には水道の広域のほうで協議をされる、決算の協議をされるということではありますが、実態として、当時のいわゆる責任水量、4町の責任水量と実際的に単年度で合併後の周防大島町の給水使用の状況ですね、この状況について資料があれば答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 佐川環境生活部長。

○環境生活部長（佐川 浩二君） 旧町ごとの責任水量ということでございますが、1日当たりの給水量でございますけれども、久賀地区が1,485トン、大島地区が1,980トン、東和地区は2,770トン、橘地区が1,980トン、合計で責任水量、今8,215トンとなっております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今、当時からのずっと責任水量について答弁がされました。それで、実際的にあれ以降、実際的には下水等の普及もあるだろうし、いろいろな流れがあると思いますが、25年度、実際的に、今8,200トンと言いますか、年間。それと、実際的に、例えば1年間で使用する水量ですね。この差がどういう状況なのか。例えば、その資料があれば、やっぱりそうは言うてもかなり高い経費がついて、実際的には県の補助もあるがかなり厳しいという状況が町内では続いているというふうに考えているんです。

そうした中で、実際的に、例えば、どのぐらいの差が発生しておるかという質問の趣旨です。その差が圧縮すればするほど、実態に近づいてくるというのが、私の考え方なんです。わかれば

答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今の件は以前からずっとこの問題になっている件でございますが、具体的にはその、要するに先程部長が申し上げました、責任水量8,215トンの365日を掛けますと、約300万トンぐらいですかね、365日、1年間通しますと。この責任水量の1年間分が300万トン弱と思います。

それに対して、ここに出ておる有収水量が170万トンぐらいということになりますと、いつも言っているのは70%弱60%代かなということを行っているんですが、詳しいことはまた委員会のほうで具体的な数字を出してもらいたいと思います。

この件につきましては、構成市町いずれも責任水量に満たない有収水量、要するに売っておるよりは買っているほうがずっと多いということがずっと問題になっております。責任水量でありますので、住民の皆さん方にこのいい水を飲んでいただく以上のものを買い取っているということで、以前もその市町の中から、どことは言いませんが、町の中から、要するにその責任水量を戻してほしいと、通常の本当に必要な水量だけの金額にしてほしいということは、度々出ております。

これは、広域水道の議会に出ておられる議員さんもその場面に何度か出くわしていると思いますが、当然私も副企業長としてそういう企業長、副企業長会議の中でいろいろ議論が何度もあります。しかしながら、これはもうごくごく基本的な話ですが、この責任水量で毎年その使用水量を払わないということになりますと、今度はどこがどうなるかと言いますと、まさに柳井広域水道企業団が立ちいかなくなるので、これは明らかなことでございますので、このことは崩せないということにはなると思います。

しかしながら、町といたしましても、実際にその買い取っとる水と売ってる水の差が余りにも大きいということで、皆さん方にもいろいろ御協議をいただきたいと思いますが、ぜひともその買い取った水、すごくいい良質な水なんで、それをいかにたくさん売っていったら言葉は悪いですが、使っていただくかということになります。

以前は、合併前のころ、この広域水道が平成12年来る前までは、まさに節水、節水ってずっと言っておったわけでございますが、そのころに比べますと、まさに真夏でも節水をするというような呼びかけは全くない状況になっておるわけですから、そういう意味で言えば、その安心と安全を買い取っているというふうなところ、この額の差額が出ておるというふうにも思っておりますし、いずれにいたしましても、できるだけこの差を縮めなければならないということについては、皆さん方にも御協議をいただきたいと思っておりますのでございます。委員会でちゃんと。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第6号平成25年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。田中議員。

○議員（3番 田中隆太郎君） 水道事業よね。監査調書によりますと、一般会計繰入金が歳入額に占める割合が63.8%となっております。2億3,696万6,000円繰り入れておりますが、公債費が1億7,700万円を引きますと、約7,000万円繰り入れているということになるかと思うんです。

これから先、また100億円の下水道事業をやるし、ちょっと不安がありますが、この7,000万円の赤字を解消する計画を持っておるのかどうか。

それと、合併浄化槽、周防大島町の旧東部、東和地区でも油田地区やは将来下水道事業が何十年先で、はあ人間がおらんようになったときしか来んけえ、不公平感もあるので、特別会計は特別会計で賄うという計画があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 繰入額の、要するに一般会計からの繰入額の中で、任意の繰入額はいくらかということ、また今ちょっと具体的には職員のほうから答弁をさせたいと思います。

繰入額の中には、当然赤字分の任意の繰り入れと、そして基準繰入額の部分とがあります。その部分で、今、田中議員さんの質問は、まさにその赤字部分の繰入額のことをお聞きなんでしょうと思います。

基準繰入額というのは、当然その基幹部分については一般会計で持つべきだということがありますので、基準繰り入れとそして当然任意の繰り入れとは分けて考えなければならないというふうに思っているところでございます。

それと、未普及地域の下水のことについてでございますが、当然、今年度から久賀、小松開作、屋代地区の下水を始めることになりまして、もう既に着工いたしております。

当然、まだまだ測量とか設計とかの段階でございますが、そのようなことが始まっておりまして、この地区は、さっき議員さんがおっしゃったように、概算事業費として全体で約100億円、約20年間ぐらいの期間を見ておるわけでございますが、しかしながら、それ以外のところもまだたくさん残っております。そしてまた、今の計画をいたしております、その開作から久賀までの区域の中におきましても、この公共下水道が行かないところ、要するにその公共下水道の区域に入らないところがたくさん出ております。どういうところかと言いますと、住宅連たん区域でなしに、要するにぽつんぽつんと住宅があるところというのは、まさに今回の公共下水道の区域

に入っておりません。要するにその山手側のほうの離れているところ。

ここはどういうふうにするかと言いますと、やはり合併処理浄化槽でやらなければならないということになります。それで、合併処理浄化槽がいつも問題になりますが、この私たちのような農村、漁村集落地域では非常に家が大きい、1軒の家が大きくて、本来で言えば5人槽で5人以下の住民しかいないところに7人槽を据えなければならないというふうな不合理があるということがいつもこの議会でもいろいろ何度も問題になっておりました。そのことにつきましても、何とか建築基準法のほうの特例措置を使って、5人槽で済まないかということをお、県のほうに要望もしているところでございます。それが一つと。

もう一つは、その合併処理浄化槽で整備しなければならない区域におきましては、これからその制度を制定するというふうに思っているんですが、下水が来るところの住宅には、まず負担金がかかります。その負担金は面積当たりの負担金がかかるわけございまして、そのかわり、今度は下水をつなぐときには負担金は要らないということございまして、合併浄化槽は今のところ、国の、国と町の補助金以外は個人負担ということになっておりますが、その負担と下水道のほうへの加入負担金とのバランスがどうなんかなということをお、精査をいたしております。

それで、できるだけ、同じような形で合併処理浄化槽も負担をお願いするようにしたいということをお、考えております。

具体的に申し上げますと、合併処理浄化槽のほうも、例えば、土地の面積に対して、宅地です、ね、宅地の面積に対して合併処理浄化槽を据えるときには下水のほうの負担金と同じ額に制定したいというふうにお、思うわけございまして。

具体的に申し上げますと、例えば、合併処理浄化槽を据えるときに、仮に個人負担が30万円かかるよという家が出たとしますと、それが100坪の家であれば、下水であれば10万円の負担ございまして、それは合併処理浄化槽を据えても、その同じような面積で計算をする10万円で済ますというふうなことをして、下水の区域と合併処理浄化槽で整備する区域とのバランスを図っていきないうふうなことをお、検討をいたしておりますので、当然全ての地域は農業集落排水とか、または公共下水とかで整備できないということは明らかでありますので、そこの地域におきましても合併処理浄化槽で整備する、そしてまたそれを負担額が公共下水と同じような負担額になるよということをお、検討いたしておりますので、そのことを申し上げておきたいと思っておりますし、いずれにいたしましても、町内全てで、下水か、または合併処理浄化槽で快適な生活をしていただくというのは、ぜひとも進めてまいりたいと思っておりますのでございまして。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 下水道会計の繰出し金の関係ですけれども、平成25年度決算にお

きまして2億3,600万円、2億3,696万7,000円の繰り出しを行っております。これの今、内訳と言いますか、基準内繰り入れと基準外繰り入れというのがございます。それ基準内繰り入れのいろんな計算方法があるんですが、そういった下水道の事業を行うに對しての起償償還等々、いろんな計算方法があるんですけども、この基準内の繰り入れというのが1億1,185万5,000円でございます。したがって、基準外での繰り入れというのが1億2,500万円ばかりの基準外、任意と言いますか、ということで、特別会計の繰り出しを行っているという状況ですけれども、この中で職員の人件費が約7,200万円ばかりありますので、仮に職員の人件費を除きますと5,000万円ばかりの任意の繰り出しを行って、歳入歳出の決算を行っておると。ゼロ決算を行ったという常用でございますけれども、これにつきましては、今議員さんおっしゃいました、負担の公平等、いろいろ考え方ありますけれども、下水道事業の数、簡易水道、それから農業集落排水等々、国保会計もそうですけれども、基準外の繰り入れをかなり行って、住民負担の軽減を行っているわけでございますけど、当然特会ですから、下水道の使用料、あるいは国保税等々で賄うのが本来ですけれども、そういった基準外の繰り出しも行って、住民の負担を抑えているという状況でございます。

ですが、これも将来的にわたって、一般会計との町の財政等とのバランスを考慮しながら考えていく必要があるかと思っております。

○議長（久保 雅己君） 田中議員。

○議員（3番 田中隆太郎君） 快適な生活のために下水道整備に反対するものではありません。やっぱり町民を公平に扱うというのが非常に大切なことじゃないかと思えます。できないところにはできないような補償を考えていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（久保 雅己君） 平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 2番、平川です。所管の委員会ではないので、ちょっと質問より要望なんですけど、先程水道のほうで、上水のほうで僕質問をしましたがけれども、修繕費がどこどこかかって1,271万1,453円、この議案の云々ということ、ページが、306ページの修繕費が2,798万1,800円、これ上がっているんですが、各下水道事業とも最終日までいいですから、その内訳をここで聞いたんじゃメモがとれないので、せつかくこういう成果を出されておるんで、同じようにお示ししてください。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第7号平成25年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第8号平成25年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第9号平成25年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第10号平成25年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について、質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） この所管委員会ですが、議論の結果、どうなるかもわからないので、本会議で質疑をしておきたいと。付託前にしておきたいというふうに思います。

まず1つは、全体を見て、今ずっと企業局においては3病院、2つの老人保健施設、そして看護学校、これを運営しております。そうした中で、25年度決算においては、資産減耗等がばっと出たために9億円を超える単年度の赤字ということになっております。

そして、中身としては、現金を伴わない、いわゆる支出というのが町民にはわかりにくいし、議員のほうにもわかりにくい。その支出がいくらで、それで実際的には何でかと、何で支出を伴わないという解釈をしておるのかというのを、議員のほうにやっぱり答弁をしちよかんと、今までずっと前財政課長も答弁してきましたが、改めて答弁を求めておきたいと。

私もよく言われるときに、それでは公営企業局は一体いくらぐらいの赤字になるのかということとで質問をしているんですが、単年度で資産減耗とかそれをのけていくと、大体3億円弱じゃなかろうかという話をしております。それもアバウトな話でずっとしております。

その25年度赤字が、今度は借入金の償還金が増えてくると、実際的にはかなり増えてくるといふ流れがあるんじゃないかというふうに思います。それで、25年度のいわゆる赤字の中で、いわゆる現金の減る赤字部分について、大づかみでいいですから、財政のほうから答弁をしていただければというふうに考えます。

一つは、いわゆる本来赤字でありますけど、いわゆる実際的には元気を伴わない赤字、何でこういう公営企業局の病院の場合はそういうシステムが発生するんだというのが一つ。

それともう一つは、今から先の赤字が増えていく分、25年度でしたら3億円前後ちゅう表現をしよりますが、それが妥当かどうかは別にして、大体こういう、いわゆる支出の膨らみとすれば、建物償還ではなしに、現金のほうですね、返していくほう。これらが増えてくるので、赤字がきつくなってくるということで、答弁ができればお願いしちょきたいなというふうに思います。よろしく。

○議長（久保 雅己君） 藤田企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） まず、減価償却費と資産減耗費そのものについてでございますけども、減価償却費、家庭で言いますと、テレビを買う、冷蔵庫を買う、そのときに現金が10万円、20万円出ていきますが、私どものほうとしては、今後また買いかえに伴うために毎年1万円ずつ減価償却費ということで積み立てて次に買うときに支出するという形で、費用化はしますけれど、自分の貯金と言いますか、内部留保資金と私ども呼んでいますけど、そういった積み上げですので、実質的な費用化給与費、材料費等の現金の支出は伴わないもの、確かに費用としては上がりますけれど、うちの内部留保の現金として上がってきますので、内部留保資金としてなってきます。

また、資産減耗費と言いますのは、東和病院で言いますと、仮に10億円なら10億円の建物をつくって、毎年度同じく減価償却をしまいいります。で、そうすると、毎年1億円なら1億円減価償却をして、残存簿価というのが5億円まだ30年の鉄筋コンクリートであれば30年で償却するものが、今15年しかたっていないんで、半分の5億円がまだ減価償却の残りとして残っているんで、それを資産が減ってしまうということで、それも5億円落とすということで、支出は伴わないものですが、一応赤字、赤字と言いますか、経費として見ていくというのが、その5億3,000万円というものでございます。

ですから、減価償却費と資産減耗費が現金を伴わないというのはそういう性格でございます。

で、実質的に25年度でいくら現金が減ったのかということになりますと、実質的に赤字が5,590万円ということと、資本的を含めまして、補填ができないもの、いわゆる企業債の償還金が26年度でいきますと、企業債の償還金が5億5,000万円あります。これは当然現金が出ていきまして補填できないということで、現金の減ということになります。

ただ、これは主に大島病院と東和病院の医療機械等のものがありますので、26年度では減ってきますが、そのうちだんだん減ってくるという形になってきますので、現在の資産では、平成35年度の10年後には、現在、今67億円ある基金現金が約31億円ぐらいにはなるだろうという見込み、現金の動きとしてはですね、それぐらいの感じで考えております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） それと、公営企業局関係は、国の影響をすごい受けていく、国の影響を受けて運営せざるを得ないという状況が、もう一つの特徴です。それで、国が7対1という基準をつくって以降、それが基準になって医療単価が決まっていくということではありますが、実態として、25年度は各病院とも何対1という格好で状況をつかんでおれば、これも報告をしていただきたいし、その医療単価の差額ですよ。例えば、徳中ならこういう同じことをしてもいくらで、大島病院、また橋病院等だったらどのぐらいの金額になりますよという格好で、その国の影響ですよ。伴う、いわゆる差というのは、医療単価でどういうふうにはじいているのか。大ざっぱでこれもいいです。詳しい資料は委員会で質問しますが、本会議ですからやっぱり何で3病院2老健、それで赤字なんかという声がよく聞かれるもので、ちょっと答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 藤田企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） 今、広田議員さんがおっしゃられたように、急性期では7対1看護をとっております。私どもとしましては、東和病院の126床が15対1、橋病院も15対1、大島病院の一般病床の39床が13対1、残りの60床が療養病床の、医療療養病床で2を算定しております。

で、1日当たり、私どものほうとしては、単価的には委員会のほうで、それと他の病院との差額はちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、その辺で答弁をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 3回目になりますので最後ですが、実態として、先程答弁があったように、10年程度で30億円ぐらい減るんじゃないかなろうかというのが実態答弁であります。これかなり実際厳しいし、私も討論をするとき、イエローラインかなということをよく使わせてもらいます。

それはなぜかと言うと、単年度処理ができるという要因があるからです。それで、今、各公立病院とも今決算の時期です。それで、实际的に24年度状況の推移の資料、これがあれば大体、例えば光なり岩国なり、いろいろ公立病院がありますので、24年度末で大体どういうふうな状況なのか、例えば、赤字でそのまま累積していくのか、本町の公営企業局のように単年度処理していきよるのか、その辺も含めて答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 藤田企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） 山口県内に今、自治体病院というのが14病院、私どもの3病院も含めてございます。25年度決算は今、お示ししているとおりなんで、洗い出しは24年度の決算から見ますと、14病院中9病院が前年度繰越利益剰余金を処分できない累積赤

字を持っております。その9病院のうちうちの3病院は当然入っておりません。

単年度で見ますと、赤字病院が11病院ということになってございます。

以上です。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。決算認定の質疑が集結しましたので、認定第1号平成25年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第10号平成25年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてまでの10議案を、本日配布しております議案付託表により、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号平成25年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第10号平成25年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてまでの10議案を、本日配布しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩します。

午前11時57分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第17. 議案第2号

○議長（久保 雅己君） 日程第17、議案第2号平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 議案第2号平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

別冊の補正予算綴りの1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に7億3,049万8,000円を追加し、予算の総額を151億5,858万9,000円とするとともに、第2条により債務負担行為の補正、第3条により地方債の補正を行うものでございます。

まず歳入歳出予算補正の概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

13ページをお開き願います。

歳入につきまして、8款地方特例交付金は交付額の決定により減収補填特例交付金を83万5,000円増額するものでございます。

9款地方交付税は、普通交付税の交付額が74億2,616万7,000円と決定されましたので、1億2,616万7,000円を追加計上するものでございます。

13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度でございますが、この導入のためのシステム改修に係る補助金の調整及び「がんばる地域交付金」132万9,000円を新規に計上するものでございます。「がんばる地域交付金」は平成25年度の国の補正予算の取り組みによる地方負担に対し交付されるもので、先般、交付限度額の通知を受けたことにより予算計上するものでございます。

2目民生費国庫補助金は、地域ケア会議推進事業に係る介護保険対策費補助金40万円の新規計上でございます。

14ページ、14款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金は、水価安定補助金の額が確定したことに伴い、17万2,000円を減額するものでございます。

4目農林水産業費県補助金は、農業費補助金において法改正に伴う農地台帳システム改修のための補助金の計上を、水産業費補助金において事業の見込みによる補助金の減額計上をそれぞれ行うものでございます。

16款寄附金は、ふるさと寄附金について、これまでの実績を考慮し、250万円を追加計上するものでございます。

17款繰入金は、財政調整基金の取り崩しを1億7,933万9,000円減額し、財源調整を行うとともに、目的事業に充当するためふるさと創生基金330万円の取り崩しを行おうとするものでございます。

15ページ、18款繰越金は、平成25年度からの繰越金を6億7,790万3,000円追加するものでございます。

19款諸収入4項雑入2目雑入につきましては、後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算分の確定に伴う精算額3,385万3,000円及び地域づくり推進事業助成金200万円を新規に計上するものでございます。地域づくり推進事業助成金は、旧田布施農高大島分校の進入路等周辺整備の財源として山口県市町村振興協会へ助成申請を行っており、7月にその交付決定を受けたことから、このたび予算計上するものでございます。

20款町債1項町債3目過疎対策事業債は、道路新設改良事業では充当額調整を、漁具保管修理施設（倉庫）でございますが、の整備事業及びし尿処理施設改修事業は新規に計上するものでございます。4目臨時財政対策債は、限度額の確定に伴う追加計上を、5目合併事業債では、道

路改良事業及び日良居庁舎整備事業の充当額の調整と防災行政無線施設整備事業の新規計上を行っております。

16ページからは歳出でございます。その主なものについて御説明をいたします。

1款議会費は、先の6月定例会において新たに設けられました岩国基地関連対策特別委員会の委員会活動に要する費用弁償及び普通旅費を新規に計上するとともに、常任委員会の研修内容の変更に伴う経費について同様に追加計上するものでございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、行政一般経費において、議会費に関連し常任委員会研修随行経費を追加計上するとともに、社会保障・税番号制度導入に向け、職員研修の実施及び関係法規の整備支援業務の委託料142万2,000円を新規に計上しております。また、橘庁舎整備事業費で、確認申請のための手数料及び防火区画確保のための経費を新たに計上しております。

2目文書広報費は、久賀流田地区において、防災行政無線の屋外拡声が難聴の状況にあることから、新たに屋外拡声子局を設置するための工事請負費324万円の新規計上でございます。

3目財政管理費は、財政健全化の観点から、平成8年度及び平成10年度借り入れの一般単独事業債を繰上償還することとし、そのための補償料見込み額950万円を新規に計上するものでございます。

17ページ5目財産管理費は、基金管理経費において地方財政法第7条第1項に基づき、財政調整基金へ4億1,433万2,000円を積み立てようとするものでございます。

6目企画費、企画一般経費は、平成27年度において総合計画、男女共同参画プラン等の策定を予定しており、また新たに公共施設マネジメント基本計画の策定も見込まれることから、町民アンケートを実施することとし、そのための経費を追加計上するものでございます。ふるさと応援事業は、歳入と同様に「ふるさと寄附金」のこれまでの実績が、ブームも相俟って、件数、金額ともに大きく伸びており、今後を見込み、報償費70万円、基金積立金250万円を追加計上するものでございます。

7目支所及び出張所費は、主に地域の要望に対応するため、久賀、大島、東和、橘の各支所経費の工事請負費、原材料費、小規模施設整備事業補助金を追加計上しております。また、久賀支所経費及び大島支所経費では、庁舎の空調設備等の修繕費を、橘支所経費では、窓口対応のための臨時職員等の賃金をそれぞれ計上しております。

18ページ、電子計算費は、社会保障・税番号制度に向けたシステム改修について、当初予算編成以降に整理されたことへの対応として、歳出予算の組み替え調整を含め、618万3,000円の増額計上となっております。

19ページ、9目地域振興費は、新たに「地域おこし協力隊」1名を募集することとし、これ

に伴う経費を計上しております。1月着任を目途に、10月に公募を実施したいと考えております。

2項徴税费1目税務総務費は、法人町民税の予定納税に対する確定額の差額還付について、大幅な不足が見込まれるため、償還金800万円、還付加算金5万円を追加計上するものでございます。

20ページ、3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費は、秋地区の「老人憩いの家」の倉庫部分が老朽により危険な状況から、これを解体する経費の計上でございます。

5目介護保険対策費は、平成27年度からの「第6期介護保険事業計画」に向けて地域包括ケアシステムの構築を図るため、地域ケア会議等を開催することについて、介護保険事業補助金の内示を受けたことから、その経費を計上するもので、介護保険事業特別会計から包括支援センターの運営協議会の経費を組み替え、新規に計上するものでございます。なお、償還金は介護保険利用者負担軽減事業の過年度精算による償還金の計上でございます。

21ページ、2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、保育所入所負担金の過年度分償還が見込まれるため、還付加算金とともに所要の額を計上するものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費は、予防接種法施行令の改正により、水痘及び成人用肺炎球菌ワクチン接種が定期接種に加えられたため、これに要する経費を新規に計上するものであります。水痘ワクチン接種は生後12カ月から36カ月までを、成人用肺炎球菌ワクチン接種は65歳を対象とし、いずれも経過措置を設けることとしております。また、成人用肺炎球菌ワクチン接種は、特例を除き、自己負担を3割とする予定でございます。

2項清掃費3目し尿処理費は、衛生センターのし尿処理施設設備改修について、過疎対策事業債を充当することとし、その財源を振り替えるものでございます。

22ページ、5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費は、農地法の一部改正により、農地台帳等の公表が農業委員会に義務づけられることから、平成27年4月からの実施に向け、システム改修を行うための委託料99万4,000円の新規計上でございます。

3目農業振興費は、橘地区農産物加工センター管理運営経費において、製品等の保管倉庫の改修費及び老朽のため不具合のある缶締機の更新経費を、農園施設管理経費では、「滞在型市民農園ガルテンヴィラ大島」の浴槽改修のほか、施設の修繕費をそれぞれ計上するものでございます。

5目農地費は、大雨等により被災した農道の補修や通行の妨げとなる法面雑木伐採のための工事請負費を農地一般管理経費に、台風接近時の非常用電源として、発電機の借上料を排水施設管理事業にそれぞれ追加計上するものでございます。

23ページ、3項水産業費2目水産業振興費の水産振興対策事業は、和田漁港、逗子でございますが、の船揚場のレールと船台の改修工事及び白木漁港、外入でございますけれども、ホイス

トの電気設備補修工事に係る漁業経営構造改善事業補助金208万円を追加計上するとともに、事業量の確定に伴いニューフィッシャー確保育成推進事業補助金229万1,000円を減額するものでございます。漁具倉庫管理経費は、当初予算で設計委託料を計上しておりました志佐漁港の漁具保管修理施設整備事業について、設計も完了したことから、「がんばる地域交付金」「過疎対策事業債」を財源として工事請負費等1,411万1,000円を新規に計上するものでございます。

3目漁港管理費は、台風等により漁港区域内の海岸に寄せられた漂流物等の撤去処分のため工事請負費の計上がその主なものでございます。

24ページ、6款商工費1項商工費2目商工業振興費では、交通対策事業において、伊保田港待合所空調機の更新経費29万2,000円を、竜崎温泉管理運営経費では、道路改良に伴う案内看板の新設のための工事請負費52万円を、ながうらスポーツ滞在型施設管理運営経費では、来年度のねんりんピック開催引き受けを控え、ながうらスポーツ海浜スクエアの施設設備改修の調査設計委託料194万4,000円を、中小企業従業員住宅管理経費では、沖家室住宅の浄化槽修繕費を43万7,000円それぞれ計上するものでございます。

3目観光費は、11月9日に開催予定の「サザンセット・ロングライドinやまぐち」について、その内容がまとまる中で、町内3カ所に設けられる「エイドステーション」での参加者へのおもてなし経費として52万2,000円を計上するとともに、観光協会や施設に備え置くサイクリングロードマップが不足しているため、追加購入する経費についても20万円を併せて計上しているところでございます。備品購入費の51万8,000円は、「道の駅サザンセットとうわ」のチャレンジショップエリアに設置されているテーブル及び椅子を更新しようとするものでございます。

25ページ、7款土木費2項道路橋梁費1目道路橋梁維持費は、道路維持補修を行うため、新たに必要となった委託料、工事請負費、公有財産購入費を計上するもので、総額2,325万4,000円の追加計上となっております。

2目道路新設改良費は、事業の進捗状況を考慮し、測量設計及び登記業務の委託料、工事請負費、土地購入費、物件補償費の予算額調整を行うものであります。

26ページ、3項河川費2目河川建設費は、河川浚渫工事等工事請負費140万円の追加計上でございます。

6項住宅費1目住宅管理費は、今後不足が見込まれる公営住宅の修繕費490万円を追加計上するとともに、大泊住宅の入居者からCATV視聴環境の希望があり、加入負担金を新規に計上するものでございます。

8款消防費1項消防費3目消防施設費は、旧沖浦中学校用地内に整備されている防火水槽用地

について、これまで借用地であったため、これを購入することとし、測量のための委託料及び公有財産購入費を計上するものでございます。

27ページ、9款教育費2項小学校費1目学校管理費は、小学校管理事務局経費において、安下庄小学校トイレ改修のほか、小学校施設に係る修繕費を追加計上するとともに、更新の必要な森野小学校公務用パソコンの備品購入費を新規に計上するものでございます。

3項中学校費1目学校管理費は、大島中学校プールの予備水源として借り受けておりました給水設備について、このたび解約することに伴う工事請負費を計上するものでございます。

4項社会教育費2目公民館費は、かんころ学園の浄化槽に係る修繕費を、4目文化財保護費では、町内文化財地図の印刷製本費及び久賀地区に所在します「久賀築港碑」、明治百年記念公園史跡案内看板の改修経費を新規に計上するものでございます。

5目社会教育施設費は、橘総合センター管理運営経費において、空調設備の修繕及び点検委託料を計上するとともに、日本ハワイ移民資料館管理運営経費において、資料や展示内容の充実を図るため、業務委託料496万5,000円を新規に計上するものでございます。その内容といたしましては、外務省外交史料館が保有する移民関係資料のブックショットデータの作成、シアタールーム映像の英訳版の作成、中村一三郎展示コーナーの写真資料のデータ化と複製の作成、展示エリアのリニューアルを予定しております。「財団法人中元亀太郎・中元なつ記念奨学会」及び中村一三郎氏の親族、加藤敏雄氏からの御寄附を活用させていただくこととし、ふるさと創生基金の充当を予定しております。また、文化交流センター管理運営経費及び陶芸の館管理運営経費は、それぞれ設備の点検手数料及び修繕費の計上でございます。

29ページ、5項保健体育費1目保健体育総務費は、しらき野活センターについて老朽も著しく、調理室の改修44万円及び冷凍庫、冷蔵庫の備品購入費53万6,000円を新規に計上するものでございます。

2目体育施設管理費は、町民グラウンド管理運営経費において、東和グラウンドトイレ浄化槽の排水管敷設替えの工事請負費を、総合体育館・陸上競技場管理運営経費においては、陸上競技場インフィールド人工芝のメンテナンス修繕費を計上しております。

3目学校給食費は、大島地区学校給食センターの冷蔵庫及び橘地区学校給食センターの野菜用水切りシンクをそれぞれ不具合のため更新するものでございます。

30ページ、11款公債費1項公債費1目元金は、財政管理費でも申し上げましたとおり、財政健全化の観点から、平成8年度及び平成10年度に借り入れました一般単独事業債について、繰上償還を行うため、元金1億1,690万3,000円を追加計上するものでございます。

12款諸支出金1項繰出金1目繰出金は、それぞれ特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整でございませう。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続いて、7ページへお返りいただきたいと思っております。債務負担行為の設定についてでございます。漁業経営緊急対策資金は、近年の厳しい漁業経営環境を踏まえ、漁業者の経営支援として県において設置されました資金融資制度で、山口県漁業信用基金協会が行う債務保証に対して、県と市町が損失補填を行う制度でございます。漁業者が当資金を借り入れるに当たっては、事前に市町と基金協会が損失補償契約を締結する必要があり、債務負担行為の設定により対応しようとするものでございます。期間は、平成26年度から3カ年の事業で、それぞれ完済の日までとし、限度額は、漁業信用基金協会の代位弁済元金の10%相当額ということでございます。

9ページ、地方債の補正につきましては、過疎対策事業債、臨時財政対策債及び合併特例事業債の補正に伴う限度額の変更を行うものでございます。

以上が、平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 1点目は、債務負担行為の補正について質問します。

実際的には、漁業信用基金協会が行う代位弁済ということでありまして、それで実際的に弁済する部分については、県町そして基金ということですが、借入れが例えば単年度借入れに対する保証なのか、いろいろな保証協会、借入れシステムがあるんならどういふシステムなのか含めて答弁を求めておきたいと思っております。

そして2点目が、歳入から行いたいと思っております。

まず地方交付税であります、これは8月ごろ確定後、新聞に載って、実際的には今回出ておる1億2,616万7,000円を追加することによって決定ということで、先程74億6,261万6,000円という報告がありました。それで、これの基礎となるやはり、聞いておきたいのは収入額等の分について聞いておきたいと思っております。新聞等によると、対前年度1.7といいましたか、かなり減額しちよるんで、その辺を含めて、その理由等についてもわかれば聞いておきたいと思っております。

次に、繰入金と支出に係る基金の状況についてであります。

繰入金について財調のほうで実際的に1億7,933万9,000円ということで減額して、歳出のほうで後、触れますが、実際的にはかなりの額になっております。この財調の取り扱いについては3月で取り崩して、それで6月でまた取り崩して、そして今回繰り入れを増やして、全体額では40億円を超える状況じゃないかというふうに見ておりますので、その正確な残高いわゆる9月補正の段階で幾らになりましたということを答弁のほうに求めておきたいと思っております。

あと、歳出のほうに移りたいと思います。

ここでも財産管理費で積立金、財政調整基金を1,433万2,000円ということですが、これも先程と一緒に考えていただきたいと思います。

次に、17ページ、ふるさと応援事業であります。大体聞くところによると、いわゆるふるさと応援、他市町村から寄附した場合に、実際的にその謝礼として3,000円程度でしたか、送るんだということで予算計上しちよるというふうに説明を今まで受けております。そういう中で、実際的に今年度見通し、来年に向けて見通しをある程度立てて補正予算ということで計上されておると思うんですけど、その見通しが大体金額的に相当つくんか、例えば人数的に予想しておるんか、大体どのくらいかということについて、ふるさと応援に関して答弁を求めておきたいと思います。

次に、老人福祉費について聞いておきます。

秋の倉庫が老朽化して危険だとか、そしてまた入り口が急勾配ということで、今回139万5,000円つけております。それで、これは建物そのものがいわゆる昔の分校ということですが、旧町によっては分校を利用選考、結局は当時の老人憩いの家という格好で、そのもとに、そのいわゆる事業の中でやってきたというのが実態だろうというふうに思います。その場合に、例えば小規模でやると、いわゆる7割の負担ということで改修の場合にかなり負担が重くなっておると、やっぱりその格差についてはある程度埋めていかんやいけん要素があるんじゃないかという点で、町長の考え方、聞いちょきたいと思います。老朽化がそれぞれの施設でかなり老朽化しておるんでその辺を、やっぱり昔の町の所有物であっても新たにつくった補助事業の中であっても老朽化は同じようにしていくんですが、その埋める考え方について聞いておきたいと思います。

それと21ページ、予防費にあらわれてくる水疱瘡及び老人肺炎球菌について質問しちょきますが、先程実際的には老人肺炎球菌のほうは町が7割の負担ということで補足説明されたと思うんですが、実際的にはこれは交付税特交等の対象になるのかどうなのか、その考え方について聞いておきたい。あくまで町単独でやるべきものなのか、それともこの予防費としてきちっと入ってくるのか、その部分について報告できれば聞いておきたいと思います。

あとは、道路橋梁維持費のほうで聞きたいと思います。

道路橋梁維持費で公有財産購入と工事請負費2,190万円と35万4,000円ということがありました。これは具体的箇所について、あるのかないのか。あくまで道路維持として今回補正で提起するのはどこなのか。また決まっていなければ今後のところということになると思いますが、聞いておきたいと思います。

道路新設改良のほうは、三ツ松、いわゆる工事請負費及び物件補償、金額的には大体振り分け

といわれることになっておりますが、三ツ松の今年度事業に関する部分というふうに考えておるのか、それともほかの部分なのか、聞いておきたいと思います。

ちょっとそこまででゆっくり答弁を求めておきたいと思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） まず第1点目でございます。債務負担行為の山口県漁業経営緊急対策資金のことについてでございます。

まず先程も補足説明のほうで説明がありましたが、この度山口県で、近年での水揚げの減少や燃油価格の高騰等に伴う漁業経営の厳しい状況を踏まえ、県におかれては6月補正予算において新たに創設されたものでございます。これを受けまして、町としても漁業者ができるだけ借りやすい資金となるため、山口県漁業信用基金協会が行う債務保証に対し、県と市町が損失補償を行う制度で、漁業者が山口県漁協の融資を受け、返済途中で倒産等の理由により返済が不可になった場合、代位弁済を行うという制度でございまして、質問の趣旨でいいますと、償還期限につきましては1年以内というふうになっているようでございます。

次に、道路維持でございます。

道路維持につきましては、今年4月から道路陥没とか導材の崩壊とか色々ございまして、緊急、応急的に工事をする箇所も多々あったわけでございます。その中で、そのことをしたために、当初予定した、今年度予定した道路維持工事が若干できないものもあります。それで、来年に回せるものは来年に回しますが、どうしても今年やるべきものを、また新たな建物については一応現地を確認した上で、緊急なものについて今回上げております。維持工事なんで、特定の道路、町道名も言うところ、そこがなかなかできない場合もございまして、一応必要なところだけをやるといって今考えております。

あと、道路橋梁費でございますが、先程言われましたように、工事請負費と土地購入費の財源の調整でございます。一応、三ツ松ということで考えております。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） それでは次に、交付税の関係で御質問をいただきました。普通交付税の決定に伴います基準財政需要額ですけれども、88億4万1,000円でございます。それから基準財政収入額でございますけれども、13億6,690万1,000円ということでございます。

それから次、財政基金の関係かと思えます。財政調整基金の関係ですけれども、今回の補正を踏まえまして基金の残高でございますけれども、財政調整基金につきましては47億802万

4,000円と見込んでおります。

それから、ふるさと創生基金でございますけれども、ふるさと創生基金が4億1,164万1,000円でございます。

それから、ふるさと寄附金の御質問ですけれども、ふるさと寄附金の今回の補正につきましては、昨年度からに比べて非常に件数が伸びてきております。8月末現在で、昨年が1年間で170件であったものが、8月末で既に172件の御寄附をいただいております。これにつきまして、見通しなんですけれども、非常に1件ごとの金額というのはばらばらで、1万円から多い方でしたら10万円とかいったケースもございます。ですから、これ非常に見通しが困難なんですけれども、今までの金額を月平均しますと大体月が37万5,000円程度となっておりますので、これを12カ月分と見まして年間450万円ということで、当初に200万円計上しておりましたので、その差額で250万円追加計上をさせていただいたと。件数につきましても同じような考え方でやりまして、年間400件という見通しで補正予算を組まさせていただいたということでございます。

それともう1点、成人用の肺炎球菌の予防接種について、これは町の負担分については交付税で措置されるというふうに聞いております。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 濟いません、もう1点。秋の老人憩いの家の解体についての地元との調整の関係ありましたけれども、通常は、老人憩いの家は、それぞれの地元の管理所有の施設であり、地元が管理していただいている施設なんですけど、この秋の老人憩いの家につきましては、もともと学校だったということで町の財産としてまだ残っております。したがって、今回の解体についても町で予算計上をし解体をするという考え方でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まあ、冷たい答弁でありました。（笑声）

本当、町の財産だからと言うたら、ひとたまりもないというふうに考えております。私がここで述べておるのは、やっぱり一定の比率を上げていかんと、いわゆる例えば小規模であったら、かなり負担が地元にかぶさってくるという状況も各地の施設によって生まれちよるという事実も、補正の場ですから、きちっと町長に伝えて、今後どうするかというのは、それは即効性があるか、例えば47億円あるので即効性を出してやっていくかどうかは、それは別問題です。じゃが、住民からすれば、できるだけ早くそういう間、やっぱりきちっと町で負担する部分は増やしていただきたいという声があることは、きちっとこの補正の中で紹介しちよきたいと思えます。

次に、財政問題について若干触れちよきたいと思えます。

今回、繰り上げ償還ということで庁舎部分の償還をしたいという補正になっております。それ

で私も、うろ覚えのところがよくあって、そんなに残っちゃったのかなというふうな部分もあります。実際的にかなりの部分で、それで実際として今回繰り上げ償還してどれぐらいのメリットがある、例えば繰り上げ償還するより利息等色々考えてみたら、まだ繰り上げ償還したほうが得なんだということで、私はどちらかという、財政健全化のために繰り上げ償還できる分はしなさいということは今までも言うてきたんですが、その上に立ってどのぐらいのメリットがあるのかという点について、ちょっと執行部の見解、これを聞いておきたいと思います。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 今回この大島庁舎の建設に係る部分の起債を繰り上げ償還するという、今現在調整をしているところでございます。最終的な利息部分、繰り上げ償還に当たっての利息部分が、最終決定がまだ出ておりません。そのときの率によってです。ですから、その補償金、利息にかかわる部分、繰り上げ償還して利息にかかわる部分を補償金ということでお返しするようになるんですが、その額がまだ確定していない部分がございますので、正式な幾らメリットが出るというのは非常に申し上げにくいんですけども、現在私どもの試算でやる中で、利子としては500万円程度は出るのではないかと、これは見通しです、今のところというように考えています。あとは、今後メリットとしては、当然繰り上げ償還が今年度しますので、今後の財政起債残高が当然減りますので、それに対して当然、財政的な指数等々は改善されるというふうに見込んでおります。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） あの実際的に、47億円という実際的な財政調整基金といえ、合併当時から見れば、夢のまた夢の金額と、この要因については、それは今の財政法上の特例いわゆる合併に関する特例の部分もあろうし、実際的に民主党政権時代の最後の大型補正の財源もあろうし、そして今回のようないわゆる繰越金、2分の1相当分以上の積み込みということであろうかと、そういう積み重ねで合併当時8億円ぐらいじゃなかったかと思います。それが47億円という数字になるという結果が出ております。

それで、私はいつも討論の中で言うんですが、やっぱり暮らしの福祉やあれの分についてはですね、私は積極的に使うてええんだと、無駄遣いじゃなしに、いわゆる町民の暮らしや福祉については積極的に使うていいんだということを言うてきました。できるだけ討論を省略するために、今あえて述べるんですが、やっぱり今回でも、先程各委員から決算等で質疑が出てきましたよね。かなりこの後出てくる議案についてもそうですが、やっぱり町長の裁量権の範囲でかなり思い切った施策ができるんだということを身にしみていただきたいということを明らかにして、質疑を終了したいと思います。

以上であります。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 失礼いたしました。先程の利息の関係のメリットを500万円と申し上げましたが、濟いませぬ、200万円でございます。失礼いたしました。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今回の繰越金に関して、財政調整基金に積み立てるということになりました。そして平成26年度の当初予算で、または6月補正で基金の取り崩しを行っていましたが、これらも取り崩しをやめるという方向で、今回の補正に出しております。合わせますと、この今回の補正後の財政調整基金の総額は47億円になるということでございます。

今、お話がありましたように、一番最悪の状況のときには財政調整基金が6億円台であったものではなかったかというふうに今思っておりますが、そのときから比べますと、隔世の感があるというふうにも思います。そして今このような財政調整基金として既に至っておるんだから、もう少し思い切った施策を展開してはどうかということ、今回だけじゃなく、いつも議員さんからはそういう御指摘をいただいておりますが、まさに、まずその基金がなければ何もできないということが、ここの一つの基金の目的ではあると思うんですが、しかしながらその47億円という金額は、確かに近隣の自治体に比べれば非常に大きな額となっております。しかしながらこれは私たちの町が合併をした、そしてまた交付税が非常に優遇的に措置されておるということからしますと、このぐらいあって当然、積み立てて当然だろうというふうに思うところもあります。

そしてまた今朝からもいろいろ決算でも議論がありましたが、合併から10年を迎えます。これからは、まさにこの特例的な地方交付税の算定が一般的な算定に返ってくるということで、今色々そういう中で、その一本算定になったときは非常に大きな額の減額が出てくるということになります。今朝からも色々試算はありますが、14億円とか15億円とかの減額が出てくるということになります。もし仮に、これからいっぺんになるわけじゃなくて5年間かけて少しずつ落ちてくるわけですが、もし仮にそれが14億円と仮定いたしますと、今回出ております6億円とか7億円とかの繰越金というのは一挙になくなり、そしてまた、まだマイナスが出るという状況になる可能性もあるというふうなことを試算しておるわけございまして、それで今回の財政調整基金はある程度大きな額にはなっておりますが、合併した町村とすれば、そのようなことは本当に常に今、これから先が地方交付税が減額されるということを見越して基金として持つておかなければならないのではないかというふうに思っております。

そして、もっともっと町民のためにその施策を展開したらどうかということもよくわかりますし、そのことについても、例えば一時的なその基金を活用した事業であれば、それは単年度で終わるものとしてから、それは一時的に基金を取り崩してからできることと思っておりますが、しかしながら継続的にずっとこれから先も続けていくということになりますと、例えば毎年度基金を取り

崩しながら事業を進めていくということには、必ず限度があるということになります。そこら辺の見極めが非常に大切なんではないかというふうに思っております、非常に慎重な財政運営を心がけたいというふうに思っております。

しかしながら、いろいろ議員の皆さん方や、また町民の皆さん方からも御要望のありますようないろいろな施策につきましては、できるだけ財政運営に慎重に取り組みながら、その御要望に応じてはいきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） 1点ほどお尋ねいたします。

観光費のほうで、ロングライドに関して、それなりに内容煮詰まる中に補正が組まれたような説明をいただきました。で、せっかくのイベント、何としても、周防大島町のPRのときでもありますし、よりいいもので展開していかなくてはならないと思うところではありますが、具体的にどういう形で話が煮詰まってきたのか、その辺の説明も踏まえてですね。それと、3カ所、確か休息所があるやに伺っております。それに均等なる配分を持つての予算なのか、その辺も一応、確認のためにお願いしたいと思います。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） ロングライドの件で御質問でございます。

この度観光費におきまして、観光一般経費で報償費を30万円ほど上げております。この度、11月に「サザンセト・ロングライド in やまぐち」という冠で、サイクリングイベントをする予定でしております。

エイドステーション、休憩所でございますが、こちらが橋から左折して、棕野漁港、むくのパークで1カ所、で、伊保田の陸奥パークで1カ所、ウインドパークで3カ所、町内3カ所のエイドステーションを予定しております。

現在、参加者につきましては、500弱というふうに実行委員会の方から聞いております。

で、今回のこれにつきましては参加賞、エイドステーションでおもてなしするために参加賞的なものを考えて、ちょっとまだ、物は、はっきりしたことはまだ決めてはおりませんが、いろんな今、案が出ております。その中で、この参加賞について、そこで記念品的なものを、来た方におもてなししたいということでこの報償費を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） この度の補正の報償は30万円なんですけど、結局、1カ所の、先程のエイドステーションですね、そちらでどれぐらいの予算を持っておもてなしというものを展開がされるのか、トータル的にですね。で、かつ、1カ所目と2カ所目では、例えば、恐らく

2カ所目ぐらいが食事の時間になるのかなど。それなりにまたおもてなしの内容も変わってくれば、2カ所目のほうがちょっとより多くの予算を組まなくちゃいけないんじゃないかなろうとか、いろんなことを思ったわけですが、この度の補正に関しては、そうした、何か、記念品に対する補正ということで理解しとって（発言する者あり）はい。よろしいんですね。

あと、そうですね。11月ということで、本当、大島、国道、確かに交通量も多い中のイベントの展開になる中に事故がないような形で、しっかりとまたPRも含めていい結果が出ることを、ただただ期待しております。

ロングライドに関しては一応これで置きまして、あとは答弁は要りません。

もう一個、先程からふるさと寄附金についてのお話がありました。で、先程の説明の中で、計算をして、この8月末で昨年1年分を超したという形で、非常にいい流れをもった寄附金ということで250万円という補正を組まれたという話をお聞きしましたが、こういった補正も含めて、今こうして風といいますか、ブームの流れの中で決して、結果としてマイナスの決算になろうともより大きな目標を持って、私は臨ましていただくべきじゃないかなというものをちょっと感じております。

先般、ある住民の方からも、大島のふるさと寄附金はどんぐらいあるんかって、1,000万円は優にあるんじゃないろうとか、そんな話を聞きまして、いや、まあ、そこまでは到底、ちょっとまだ届かないんですがという話はしたんですが、やはり、そうして、地元の特産品のPRということも含めて、そういった品々も、より多くのをという企画も必要かもしれませんが、いろんな形をもってしっかりとPRをさらにしていく中に、しっかりと目標を大きく持った展開をして今後ともしていただきたいと思います。これは要望です。

以上です。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 16ページ、情報通信施設管理費の中で、工事費324万円、もっとちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 今回の補正で工事請負費324万円の計上でございますけども、これにつきましては、久賀の流田地区の住民の方から防災行政無線の屋外拡声器が聞こえにくいということで御要望いただきまして、いろいろ調査の結果、流田地区に1カ所、屋外子局を設置しようということでの今回の工事請負費の補正でございます。

○議員（11番 吉田 芳春君） 場所はわかりますか。

○総務部長（奈良元正昭君） 場所につきましては、いろいろ電波状況等の確認をしながら確定さすようになろうかと思っております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は次の本会議といたします。

日程第 18. 議案第 3 号

日程第 19. 議案第 4 号

日程第 20. 議案第 5 号

日程第 21. 議案第 6 号

日程第 22. 議案第 7 号

日程第 23. 議案第 8 号

日程第 24. 議案第 9 号

日程第 25. 議案第 10 号

○議長（久保 雅己君） 日程第 18、議案第 3 号平成 26 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）から、日程第 25、議案第 10 号平成 26 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 1 号）までの 8 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） それでは、議案第 3 号から議案第 5 号の補足説明をさせていただきます。

議案第 3 号は、平成 26 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、補足説明を行います。

今回の補正は、平成 25 年度決算に伴う精算及び今年度の決定通知のあった歳入及び歳出の補正が主なものです。

予算書 31 ページをお願いいたします。

第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,345 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 35 億 6,875 万 6,000 円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書で説明いたします。

37 ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目療養給付費負担金は、歳出となる介護納付金の決定による影響額 553 万円を減額し、同じく国庫負担金 3 目特定健康診査等負担金については、前年度精算の確定により過大交付金の返還が生じたため、当初計上額の 1,000 円を減額するものであ

ります。

4 款療養給付費等交付金は、支払い基金の決定通知に基づき 1 節現年度分を 1,018 万 2,000 円減額し、2 節過年度分については前年度精算の確定により過大交付分の返還が生じたため、当初計上額の 1,000 円を減額するものです。

5 款前期高齢者交付金は、今年度の交付決定通知により 32 万 3,000 円を減額するものです。

次に、38 ページ、お願いいたします。

6 款県支出金 1 項県負担金 2 目特定健康診査等負担金については、国庫負担金と同様の理由により、当初計上額の 1,000 円を減額するものです。

9 款繰入金は、1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金を 2,949 万 5,000 円追加し、前年度負担金の返還金等の支出に充当します。

10 款繰越金は、前年度決算が収支ゼロ決算となったため、当初計上額の 1,000 円を減額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

39 ページ、お願いいたします。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目一般被保険者療養給付費及び 3 目一般被保険者療養費の補正は、歳入の補正に伴う財源調整であります。同項 4 目退職被保険者等療養費の補正は、年間所要見込み額の増加に伴い 46 万 1,000 円を増額するものであります。

また、2 款保険給付費 2 項高額療養費 1 目一般被保険者高額療養費及び同項 3 目一般被保険者高額介護合算療養費の補正は、歳入の補正に伴う財源調整です。

40 ページ、お願いいたします。

3 款後期高齢者支援金等の 13 万円の増額、4 款前期高齢者納付金等の 2 万円の増額、5 款老人保健拠出金の医療費分、事務費分合わせての 2,000 円の減額及び 6 款介護納付金の 16 万 1,000 円の減額は、いずれも支払い基金からの決定通知に基づく補正であります。

10 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目償還金へは、前年度の療養給付費等国庫負担金の実績に伴う返還金等を追加で 1,300 万 8,000 円計上しております。

以上で、平成 26 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 4 号平成 26 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、平成 25 年度決算に伴う精算が主なものであります。

予算書の 43 ページをお願いいたします。

第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,387万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書で説明いたします。

49ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

4款繰越金は、前年度繰越金を5万2,000円追加計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

50ページ、お願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金を5万2,000円追加しております。平成25年度保険料のうち、平成25年度歳出予算により広域連合納付金として支出できなかった保険料を、平成26年度に前年度繰越金として今回補正計上し、歳出予算により広域連合へ納付するものです。

以上で、平成26年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明を終わります。

続きまして、議案第5号平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を行います。

補正予算綴りの51ページをお願いいたします。

今回の補正は、平成25年度決算に伴う精算と今年度の新たな取り組みである地域ケア会議を一般会計に組み替えて実施するための補正を行うものでございます。

第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に9,198万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億7,327万4,000円とするものであります。

事項別明細書の57ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

6款繰入金1項他会計繰入金3目その他一般会計繰入金の34万6,000円の減額につきましては、地域ケア会議の一般会計への組み替えでございまして、

7款の繰越金は、平成25年度決算に伴う繰越金として9,232万7,000円を追加計上いたします。

次に、歳出について御説明いたします。

58ページ、お願いいたします。

1款総務費2項徴収費1項賦課徴収費では、過年度分の保険料還付金を15万円減額いたします。

3款の基金積立金では、前年度決算に伴う介護給付費準備基金への積み立てとして、2,872万6,000円を増額いたします。

59ページ、お願いいたします。

4款地域支援事業費、2款包括支援事業費任意事業費、3目地域包括支援センター運営事業費の34万6,000円の減額につきましては、先に歳入で御説明申し上げました、地域ケア会議の一般会計への組み替えでございます。

7款の諸支出金1項償還金及び還付加算金1目償還金につきましては、前年度実績に伴う国等への返還金として、6,375万1,000円を新たに追加計上いたします。

以上で、平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

以上で、議案第3号から議案第5号までの補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。14時10分まで。

午後2時02分休憩

.....
午後2時13分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、佐川環境生活部長。

○環境生活部長（佐川 浩二君） それでは、続きまして議案第6号平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）から議案第9号平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）までの環境生活部所管の4議案につきまして、補足説明をいたします。

まず、議案第6号平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書の61ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算に522万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億2,657万6,000円とするものであります。

その概要につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

67ページをお開き願います。

歳入の3款繰入金において、一般会計からの繰入金503万6,000円を追加し、財源を調整しております。

4款諸収入は、県工事に伴う水道管移設の補償金として、18万9,000円を新規に計上するものであります。

68ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款簡易水道費 1 項事務費 1 目総務費において、久賀・大島地区下水道整備事業で行う処理場の建設に伴い、給水量の増加による棕野簡易水道の変更認可作成業務の委託料を追加計上いたしました。

2 項事業費 1 目維持管理費の維持管理経費につきましては、県が行う秋地区の西川砂防河川工事並びに県道大島環状線古城地区の道路改良工事に伴い、支障となる水道管の移設工事費 4 7 2 万 6, 0 0 0 円の追加計上であります。

以上が、議案第 6 号平成 2 6 年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の概要でございます。

次に、議案第 7 号平成 2 6 年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、補足説明をいたします。

6 9 ページをお願いいたします。

第 1 条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に 1 4 9 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 億 8, 6 8 6 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

それでは、事項別明細書により、歳入歳出補正の概要を説明させていただきます。

7 5 ページをお願いいたします。

歳入の 4 款繰入金は、一般財源から 9 6 万 2, 0 0 0 円を繰り入れての財源調整であります。

5 款諸収入は、平成 2 5 年度分の維持管理費と流入量の確定による汚水処理費負担金 2 3 万 1, 0 0 0 円の増額並びに県道道路改良工事に伴う下水管の移転補償金として 3 0 万円を新規に計上いたしました。

7 6 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款公共下水費 2 項事業費 1 目維持管理費において、県道大島環状線古城地区の道路改良工事で、支障となる下水管の移設工事費 1 3 0 万円を追加計上しております。

2 目公共下水事業費の久賀・大島地区公共下水道事業につきましては、下水道積算システムに対応可能なパソコン 2 台の購入費 1 9 万 3, 0 0 0 円を新規に計上しております。

以上が、議案第 7 号平成 2 6 年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の概要でございます。

次に、議案第 8 号平成 2 6 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、補足説明をいたします。

7 7 ページをお願いいたします。

第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に 5 8 1 万 1, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 3 億 3, 3 1 2 万 5, 0 0 0 円とするとともに、第 2 条により地方債の補正を行うものであります。

それでは、事項別明細書により、歳入歳出補正の概要を説明させていただきます。

85ページをお願いいたします。歳入でございます。

3款繰入金は、一般会計から繰入金361万1,000円を追加し、財源調整をしております。

4款諸収入は、砂防河川改修工事に伴う下水管の仮設補償金として、160万円の新規計上であります。

5款町債の下水道事業債並びに過疎対策事業債は、事業費の増額により、それぞれ30万円を追加計上しております。

86ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款農業集落排水費2項事業費1目維持管理費において、和田浄化センターの全窒素、全リン計の異常による電源基盤等の交換並びに小泊地区の3号マンホールポンプ場内のフリクト等の修繕費198万円を、通信システム利用料は、日良居地区のデジタル通報装置更新による中央監視方式からインターネット監視方式への変更に伴うシステムの使用料を計上しております。

また、県が行う秋地区の西川砂防河川工事に伴う下水管の移設等に要する工事請負費を、污水处理負担金は平成25年度の維持管理費の実績に基づき、追加計上するものでございます。

2目農業集落排水事業では、通信システム利用料と同様、日良居地区のデジタル通報装置更新による中央監視方式からインターネット監視方式への変更に伴う工事費等を追加計上いたしました。

以上が、議案第8号平成26年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

次に、議案第9号平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

87ページをお願いいたします。

第1条のとおり、既定の歳入歳出予算に総額233万2,000円を追加し、予算の総額を5,245万2,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものであります。

95ページをお願いいたします。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金203万2,000円を追加し、財源調整をしております。

4款町債1項町債1目下水道事業債は、平準化債の確定による30万円の追加計上であります。

96ページをお願いいたします。

歳出では、1款漁業集落排水費2項事業費1目維持管理費の維持管理経費において、修繕費233万2,000円追加計上いたしました。これは、浮島地区のマンホールポンプの緊急通報装置等経年劣化による取りかえ、修繕等を行うものが主なものでございます。

以上が、議案第9号平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（久保 雅己君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） それでは、議案第10号平成26年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の97ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条により、既定の歳入歳出予算の総額に208万9,000円を追加し、予算の総額を8,844万8,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

103ページをお願いいたします。

歳入につきましては、4款繰入金で一般会計から208万9,000円繰り入れての予算調整でございます。

104ページからの歳出でございます。

1款事業費2項事業費1目前島航路運行費は、最近のスナメリウォッチングを目的とした子供の乗船が多く見られる状況から、小児用救命胴衣を購入するための経費を計上するとともに、今後不足が見込まれる船体及び機関の修繕経費を追加計上するものでございます。

2目情島航路運行費は、「せと丸」の船体補修等の修繕費36万2,000円の追加計上でございます。

3目浮島航路運行費は、浮島への帰省乗船客が重なる時期に日前発着場の駐車場が不足の状況になることから、駐車場を拡張し、看板を設置するための工事請負費145万3,000円を計上するものでございます。

以上が、議案第10号平成26年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は、議案ごとに行います。

議案第3号平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第4号平成26年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第5号平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第6号平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第7号平成26年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第8号平成26年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第9号平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第10号平成26年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、議案第3号平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から、議案第10号平成26年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）までの質疑を終了します。

討論、採決は次の本会議といたします。

日程第26. 議案第11号

○議長（久保 雅己君） 日程第26、議案第11号平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原公営企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 議案第11号平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

お手元の平成26年度周防大島町公営企業局補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、第2条の業務の予定量につきましては、大島看護専門学校の寮の厨房で使用しております洗米機を更新整備する費用として106万8,000円増額補正しております。

第3条の資本的収入及び支出でございますが、支出につきましては、先程第2条の業務の予定量で御説明申し上げました洗米機の購入費といたしまして、106万8,000円増額補正しております。

附属資料といたしまして、2ページ以降に補正予算に関する説明書を添付しております。

なお、当年度純利益は8ページの平成26年度周防大島町公営企業局事業予定貸借対照表のとおり、9,149万7,000円の赤字を見込んでおります。

以上が、平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）の内容でございます。

どうぞよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。田中議員。

○議員（3番 田中隆太郎君） 3番、田中です。8ページの平成26年度周防大島町の公営企業局事業予定貸借対照表、早見表ちゅうのがありますが、これに第1号議案で提案されました建設改良積立金を取り崩すちゅうことで、繰越欠損金を9億9,178万3,000円を入れてみますと、私の計算では当年度が約2億円以上の黒字で計算されていると思うんです。

先程から広田大先生のお言葉では、毎年3億ぐらい赤字が出るんじゃないかということでしたが、数字上ちょっと納得できんので説明を一つお願いしたいと思います。

○議長（久保 雅己君） 木村企業局財政課長。

○公営企業局財政課長（木村 稔典君） 今の御質問にお答えいたします。

先程議案第1号等でお知らせいただきました建設改良積立金の取り崩しですけれども、まだ御

議決等賜っておりませんので、現状それが無い状況でこの予定貸借対照表をつくっております。そのため、まだ9億4,320万9,000円が残っているというような状態になっております。

また、赤字の件でございますけれども、26年度、今年度予算をつくるに当たって、こちら予算のつくり方ですけれども、3条予算、収益的収支は赤字で組むことができないということでございますので、収入を多くといいますか、今後、病院の入院患者数等を多目に見積もって、収支がトントンになるように予算を組んでいるということで、実際に決算でいきますと、もう少し悪い状況にはなりますけれども、予算上、こっこの予定貸借対照表で見ますとこのような状況になっているということでございます。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 田中議員。

○議員（3番 田中隆太郎君） 予算で赤字を出して計上できないということでございますが、私も議員としては、ここにあらわれた数字で物事を判断せねばなりません。

だから、できる限り本当の数字を知らしてもらわんと検討のしようがないということで、監査調書を読ませていただいても、ちょっと病院経営厳しいところがあるので、私、ちょっとこの議会のほうの貸借対照表の読み方がわからないんですが、この最初に予算計上した金額を、ずっと繰越剰余金でも計上しなければいけないんですかね。実質確定しておりますよね、6月で。その会計原則がわからぬので。まあそれはまだちょっと出るとして、実際、この貸借対照表で素人が見たら、当年度は2億4,000万円以上の黒字が出るように計上しちよると思うんですよ、多分。広田先生は、毎年3億ぐらい赤字が出るって言うし、監査調書では非常に経営が危ないと書いております。どこを一体、私らは信用して議論したらいいんかというような、非常に苦慮します。そこのところの何とかこういう方式が直らんのかちょっと答弁をお願いします。（「ちょっと休憩しようか」と呼ぶ者あり）

○議長（久保 雅己君） 木村企業局財政課長。

○公営企業局財政課長（木村 稔典君） こちら貸借対照表のつくり方ですけれども、予算の数字を加味したものでつくらないとつじつまが合わない状況が出てきております。

先程も説明申し上げましたけれども、収益的収支を若干でもプラスの状況で組まないといけないということに、これは決まりになっておりますので、そのような状況で、それと、それを加味してつくるこの貸借対照表が違うという状況をまたつくりますと、つじつまが合わない、予算表上、つじつまが合わないという状況になってきますので、ちょっとそこは難しいかなというような状況であります。

なお、この、26年の貸借対照表の早見表ですけれども、一応この貸借対照表、26年度の現状の見込みですけれども、当年度純利益貸方の右側、一番下になりますけれども9,149万

7,000円の赤字ということで26年度の予算、現状、見込んでおります。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 田中議員。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議員（3番 田中隆太郎君） 何べん目かいな。ちょっと予算の数字を変えにくい、変えたらいけないというようなニュアンスで受けるんですけど、これはここに書いておるように9月の補正予算ですよ。間違ごうた数字があったら補正をかけるっていうのが会計原則じゃないんですか。ただ、ちょっとよう企業の方しかわからんのですが。

これを見たら、誰しも病院経営は健全っていうことに、一般人が見たらなるんじゃないかと思う9月。9月ですよ。4月から始まって、今、中間決算っていうことですよ、企業で言うたら。

（「休憩」と呼ぶ者あり）それで補正をかけられない、補正で出てきた数字がおかしいっていうんで、補正で直らんのかと思ったら補正の意味がないんじゃないんですか。（「ちょっと休憩とる」と呼ぶ者あり）

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。

午後2時37分休憩

.....

午後2時37分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。後程、田中議員さん、企業局の総務部長のほうから説明をいただきます。

○議員（3番 田中隆太郎君） ちょっと議長。（「休憩か」と呼ぶ者あり）私1人の問題じゃないと思うんです。これをもし議員さんが見て、わかる議員さんがおって、その数字を入れて、なんぼ監査調書が赤字、赤字、経営苦しいって言っても、これを見たら苦しくないと思います。みんなの議員さんにわかるように、わしは、できんですかね。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。

午後2時38分休憩

.....

午後2時39分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。藤田企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） 私どもの地方公営企業会計としましては、一応赤字の予算を組むことができないというのは先程、財政課長の方からも説明させていただきました。

今回、その収支が9月まで来て、なお、いじらないのかというお話ですが、正直、収入が当初の見込みほど上がっておりません。ただ、経費は当然、使っておりますので、それでまた赤字の予算を組むわけにもまいりませんので、今回、看護学校の資本的のみの補正という形をとらせて

いただきました。

また、実質的などということかかっていうことであれば、本議会中にでも、全員協議会か、そういった説明の機会を持たせていただきまして、私どもの説明をさせていただきたいと思っておりますので、御了承をよろしく申し上げます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 私もずっと前からですね、本当の数字を出せということをやずっと言うてきました。

それで、実際、こだけ矛盾が出てくると、その時々で、例えば、一気に資産減耗なんかが出てくると、とても予算が組めんのんじゃないかと、それだけ早よ言うたら、売り上げもないのになっていたらおかしいんですが、実際的にそういう矛盾が出ちゃうんです。そこのバランスを、例えば、私はよく企業局に行って実態数字を聞きに行って、それで実際的な数字はこの程度かということをやりますが、議員諸氏から見たら、実態数字が非常にわかりにくいという積み重ねがあるので、ここらで実際的に、それ、休憩時間でいいです、本会議で難しかったらね。私もええと思うんですが。やっぱりきちっとした状況を、やっぱり、これ会計に表れる状況ですから、ぜひ、議員の方には示しちよっていただきたいなど。でないと、私がうそを言うたようになりますので。

私も、ずっと本当の数字を出せいやというのを財政担当に言うてきた立場上、ぜひこの際ですから、言うときたいというふうに思いますので、よろしく。

あとは、今回は備品は洗米機ということで、終わります。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。ないようでありますので質疑を終結します。討論、採決は次の本会議といたします。

日程第27. 議案第12号

○議長（久保 雅己君） 日程第27、議案第12号公有水面埋立ての免許についてを議題とします。補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第12号公有水面埋め立ての免許について補足説明をいたします。

本案は現在、山口県が整備を行っております一般国道437号久賀拡幅道路改良事業で、久賀港の一部を埋め立てて改良することについて、本申請、縦覧を経て、このたび山口県知事より町長へ意見を求める諮問がありましたので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、異議のない旨の答申をすることについて議会の議決を求めるものでございます。

埋立計画地の道路用地の規模につきましては、車道が3.25メートルの2車線、路肩が片側0.75メートル、両側で1.5メートル、自転車歩行者道が陸側に3.5メートル、側溝・水叩きが海側に1メートルで全道路幅員が12.5メートル、総延長が131メートルの事業計画と

なっております。

次に埠頭用地、約230平方メートルにつきましては、道路拡幅事業により機能が損なわれるため、物揚げ場としての代替施設敷を確保するものであります。また防災施設用地約80平方メートルにつきましても、同じく機能が損なわれるため、埋立地並びにその背後地を高潮、波浪等から防護する胸壁を設けるための代替施設敷を確保するものであります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。

議案第12号公有水面埋立ての免許について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28. 議案第13号

日程第29. 議案第14号

日程第30. 議案第15号

○議長（久保 雅己君） 日程第28、議案第13号周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから日程第30、議案第15号周防大島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまでの3議案を一括上程し、これを議題とします。補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは議案第13号から議案第15号の3議案につきましては、関連がありますので、一括して補足説明をいたします。

議案第13号は、周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。子供、子育てを取り巻く家族、地域、雇用等の環境が変化したことにより、晩婚化、出生率の低下、子育ての孤立感と負担感の増加等により急速な少子化が進んでいます。

このような状況下、国は子ども・子育て支援が質、量、共に不足していること等の現状を踏まえ、子供の教育、保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みを構築し、質の高い乳幼児の教育、保育の総合的な提供、待機児童対策の推進、地域における子育て支援の充実を図るため、法整備を進め、いわゆる子ども・子育て関連3法を制定、公布しました。

この子ども・子育て関連3法の1つである子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、児童福祉法の一部が改正されました。

この改正により、家庭的保育事業等が児童福祉法に位置づけられ、市町村による認可事業とされ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について条例で定めるとされたことから、本町の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を整備しようとするものでございます。

条例の制定に当たっては、児童福祉法第34条の16第2項の規定により、厚生労働省令で定める基準を児童福祉法に規定する事項別に従うべき基準または参酌すべき基準として定めております。

それでは、条例案の概要につきまして、順を追って御説明いたします。本条例は50条から成るもので、第1条から第21条までは総則として本条例の趣旨や目的等、及び家庭的事業者等の共通事項を規定し、第22条以降は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を規定しております。

第22条から第26条までは家庭的保育事業について、第27条は小規模保育事業の区分について、第28条から第30条までは小規模保育事業A型について、第31条、第32条は小規模保育事業B型について、第33条から第36条までは小規模保育事業C型について、第37条から第41条までは居宅訪問型保育事業について、第42条から第48条までは事業所内保育事業について、第49条は暴力団の排除について、第50条で委任について定めております。

なお、附則につきましては、附則第1項はこの条例の施行日を定めており、また附則第2項から附則第5項においては、食事の提供、連携施設、小規模保育事業B型、利用定員に関する経過措置について規定しております。

次に、議案第14号は、周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。今回、子ども・子育て支援法において、学校教育法等の認可等を受けていることを前提に、施設、事業者からの申請に基づき、市町村が対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とする確認制度が新たに始まることとなりました。

その確認制度における運営に関する基準について条例で定めるとされたことから、本町の特定

教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、新たに条例を整備しようとするものでございます。

条例の制定に当たっては、子ども・子育て支援法第34条第3項及び第46条第3項の規定により、内閣府令に定める基準を事項別にしたいが、または参酌し定めるものでございます。

それでは、条例案の概要につきまして、順を追って御説明いたします。本条例は54条からなるもので、第1条から第3条までは総則として本条例の趣旨、定義、及び一般原則を規定し、第4条以降は特定教育・保育施設等の運営に関する基準を規定しております。

第4条では利用定員について、第5条から第34条までは特定教育・保育施設の運営に関する基準について、第35条、第36条は特定施設型給付費に関する基準について、第37条では家庭的保育事業、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模保育事業C型及び居宅訪問型保育事業の利用定員について、第38条から第50条までは特定地域型保育事業者の運営に関する基準について、第51条、第52条は、特例地域型保育給付費に関する基準について、第53条は暴力団排除について、第54条で委任について定めております。

なお、附則につきましては、附則第1項はこの条例の施行日を定めており、また附則第2項において、特定保育所に関する特例について附則第3項から附則第5項においては施設型給付費等、利用定員、連携施設に関する経過措置について規定しております。

続いて、議案第15号は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

今回の児童福祉法の一部が改正されたことにより、地域における子育て支援の充実を図るため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について条例で定めるとされたことから、本町の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を整備しようとするものでございます。

条例の制定に当たっては、児童福祉法第34条の8第2項の規定により、厚生労働省令で定める基準を事項別にしたいが、または参酌し、定めるものでございます。

それでは、条例案の概要につきまして、順を追って御説明いたします。本条例は23条から成るもので、第1条から第6条までは本条例の総則関係とし、趣旨、最低基準の目的、向上や一般原則について規定し、第7条から第10条までは職員の一般的資格要件等や設備基準について規定しております。第11条から第21条までは事業の運営基準として利用者を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、及び関係機関との連携等について規定し、第22条は暴力団排除について、第23条で委任について定めております。

なお附則につきましては、附則第1項は本条例の施行日を定めており、また、附則第2項において職員の経過措置について、附則第3項では周防大島町福祉センター条例の一部を改正し、第

16条中、第3学年を第6学年に改めております。

以上が、議案第13号から議案第15号までの3議案の補足説明でございます。何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたのでこれから質疑に入ります。

議案第13号周防大島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 本会議終了後、この条例案は当委員会所管委員会のほうに附託されますので、その前提で質疑を行いたいというふうに思います。

骨格についてまず質疑をします。

今回、いわゆる児童福祉法の一部の変更に基づいてという前提であります。まず1つは今回の条例提案について、例えば周防大島町とはほとんど関係ない部分、それで改正と、例えば、都市部には待機児童の数がすごい多いちゅうのは連日のようにニュース等で流れます。

しかし、本町の場合は待機児童は、私はいないというふうに認識しておりますが、町長のほうはその大前提がどういうふうに認識しておられるのか。これが1つです。

先程、5年間延長して今の状況をずっと継続できるということが言われておりますが、実態としてはどうなのか、町長等はどういう認識をされているのか、これが1点です。

都市部のような、例えば、状況じゃないと、本町の場合は違うよというふうなら違うというふうに答弁してもろうてもええかというふうに思いますが。中身について、私はちょっと気にかかるので、町長の考えを聞いておきたいというふうに思います。

それと、大もとの児童福祉法との関係であります。これは、いろいろ改正部分がありますが、大前提として総則があります。総則の後、1節で定義ということになっておりますが、児童福祉法の総則をちょっと読み上げてみますと、「全て国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない」これが1条の1です。2として、「全て児童は等しく生活を保障され、愛護されなければならない」これが1条を貫く考え方です。

それで2条「国及び地方公共団体、周防大島町をさしますが一緒のように、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」これがいわゆる2条です。

それで3条、これが「第2条に規定するところは児童の福祉と福祉を保障するための原理であり、この原理は全て児童に関する法令の施行に当たって常に尊重されなければならない」これが、いわゆる総則の3条までです。

これと、いわゆる今から先つくろうとする条例が、私はこの総則が前提として条例がつくられていかなければならないという立場を考えておりますが、町長の認識は聞いておきたいと、これが1つ目の質問です。

そして2つ目、これは本町とほとんど関係ないといえども、今度は条例をつくるので拘束されていきます。この新たな条例に拘束されるという側面があります。その時に気にかかる部分ももう一つあります。

例えば私は介護保険制度が発出するときに、国の負担を抑えて、住民、国民と地方自治体にお金を転嫁するものだということで、当時指摘しました。全くその状況になっております。当時の国は、きちっと継続的にやってきたんだ、いやいや、そうじゃないんだと、やっぱり国民と地方自治体に新たな負担を求めるものだということでもあります。

国は制度をつかって、実際的に今条例をつくれという圧力をかけております。しかし、この条例を実施する場合に国のいわゆる負担、いわゆる今までの児童福祉の中での子育て支援に関する負担、これは国自身が大体1兆5,000億円ぐらい必要だというふうに言っておりますが、今見込められるのは7,000億円ぐらいしかないよと、1兆5,000億円に対して実際的には7,000億円ぐらいが今、確保できる水準だというのは、国も言いよります。

そういう中で、その前提に立って、ぜひ（咳込む）休憩。

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。10分までです。

午後3時03分休憩

.....

午後3時11分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まあ大卒については、町長の考え方を先程聞きました。また、財源的裏づけ、国の財源等の裏づけ、これもないことを明らかにして、それで町長の方に聞いております。その実態についての捉え方。

今度は個別の部分について質問します。今、仮単価ということで仮の単価表でそれぞれ地方自治体のはじきよります。そういう中で、認定こども園、幼稚園保育単価について、いろいろ新聞等が出ておりますので、実態としてどうなのかというところが一つです。

今回、もう一つは今回の条例により施設型給付と地域型保育給付が創設されたが、実際的に周防大島町としてはどうしたいのか、ということです。

それと、本町にある既存の保育所について、どういうふうになるのか、例えば幼保連携型を模索していくのか、今の保育所でいくのか実態としてどういう方向を目指していくのか。例えば、今言われよるのは、保育所と幼稚園、それを幼保連携ということにしたら、プラスが生まれるかどうかも含めて、今ソフトでやりよるんじゃないか。しかし、実際的には大島の場合は保育所で十分運用できよるんで、実際的にはどういうふうに単価を含めて見ておるのか。

それと、もう一つは今後の保育園の運営について、どういうふうに考えていくのか。それと、

子ども子育て支援事業計画に入っていきますが、今度は条例に基づき13の中身が具体的にってきます。その13の中身については、ここで本会議場で説明しちよってほしい。これほとんどが既に取り組んでおる中身ですが、新たに条例でくくりになりますから、その点についてはどうなのかという点であります。

それと、新制度での保育料等の利用料金について、今からソフト等ではじくわけなんです、今まで町としては、例えば2種まで無料よということで、大体1,000万円上乗せして全体として負担をしております。昔でいう負担調整率は50%ぐらいなっちゃうんじゃないかというふうに思います。負担調整率そのものが。そういう中で、今後とも最低限それを維持するぐらいの立場をとっていくのか、いうところであります。これは町長しか答弁できんと思いますから、これは町長になります。

それと、子ども・子育て支援会議、これもいわゆるこの条例に沿って既に設置しておる中身ですが、それについてもうんと格上げになるんじゃないかという中身が、それについての考え方、ちょっと明らかにしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ただいま議題となっております議案第13号、14号、15号についての、まあ、全てに通じるような御質問であったと思っておりますが、今回の3つの条例の制定についてでございますが、これらにつきましては、冒頭、先程提案理由の補足説明でも副町長の方からも申し上げましたが、まさに子ども・子育てを取り巻く家族、地域、雇用等の環境が変化をしたということが非常に大きな問題でございます。

そのことによりまして晩婚化とか、出生率の低下、または子育ての孤立感と負担感の増加によって急速な少子化が進んでいるということを前提に、今、国はいろいろな施策を考えておるといふふうに思っておるところでございますが、こうした状況の中で子ども・子育て支援が質・量ともに不足しているという、国全体の話なんだろうと思うんですが、子ども・子育て支援が質・量ともに不足しているという現状で、国は子供の教育・保育・子育て支援を総合的に進める新しい仕組みを構築する。そして質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供。

そしてまた、これが一番問題ですが、待機児童対策の推進、地域における子育て支援の充実を図るといのが、この新しく条例を制定するための一番もとになっている国の方針、趣旨であろうと思っておりますが、ひるがえってこれ周防大島町に当てはめてみますと、実は待機児童は今、私の認識ではゼロというふうに思っております。

現状で申し上げますと、定員は435名の保育所、保育園の定員がありまして、それらの中で今入所者は363名、八十数%ということですので、待機児童からすればゼロであるとい

うふうに思っております。

それで、先程申し上げましたように国がこのようなことを考えておるといことは、まさにこの待機児童等が非常に多く出ている、で、待機児童をゼロにしなければならないという、大都市部の要求がまさにあるわけでございまして、それを待機児童をゼロにするため、するためだけじゃありませんよ、先程申し上げましたいろいろな要素がありますが、そうしたときにこのような家庭的保育事業等を導入しなければならない。

または、特定教育とか保育施設、そのような先程も補足説明でもありましたような、いろいろな多様な家庭的保育をまた導入しなければ、その待機児童をゼロに今は持っていけないのではないかということからして、それらの設備、運営に関する基準、または特定地域型の保育事業の運営に関する基準、そしてまた、放課後児童健全育成事業の設備・運営、これら全て家庭的保育事業、そして特定教育保育施設のか、また特定地域の保育事業、もう一つは放課後の健全育成とか、これらというのはまさに今の保育所だけでは、保育を充実できない、そしてまた待機児童を解消できないということからして、この新しい子育て3法、さらには各市町に条例制定を求めているものであろうというふうに認識をいたしておいて、周防大島町の場合、今現在、先程申し上げましたように、定員を充足しているわけではありませんので、新たに家庭的保育事業とか、または特定教育保育施設とか、または特定地域型の保育事業、または放課後児童健全育成事業これらを新たに設けて、そしてそれらの条例自体は制定しておきますが、それがすぐに認可になるというものではないというふうに今考えております。

また、これを仮にやろうという事業者が出たときに、当然、県のほうでは需要と供給を調査し、そして自給調整もするのではないかとというふうに聞いております。そうしたときに今現在の保育所の状況を見れば、特に新しくこれを申請をしたとしても、認可になる見込みは非常に薄いのではないかとというふうに思っております。

まさにこれは、待機児童を解消するための新しい保育所にかわるような施設を設置するべきだということからの条例制定だと思っておるわけでございまして、先程ちょっと何か保育とか子育てにかかる経費の削減をとというふうなこともありました、私はそのようには思っていないわけでございます。

また、その件での保育単価等につきまして質問がありましたが、そのことについては、また部長や課長のほうから答弁してもらおうと思っておりますが、私は今の状況であれば、現在の保育所で十分機能が、子育て支援はできるのではないかとというふうに思っております、現在の保育所を現状で、さらに中身を充実したものにしていけばいいのではないかと思っておりますのでございます。

そして、最後に現在の保育料への子育て支援としての町の支援のことが、これからも継続でき

るのかどうかという質問がございましたが、まさに今現状では、ちょっと細かくはここに資料を持っておりませんが、国が従来示しておいた例えば措置費であった頃の時代の保育料に対する保護者負担からすれば、今現在は約半額ぐらいまで町は支援をしているというふうに思っております。個別に言いますと、例えば2人以上を保育園に入所させるときには、2人目以降の入所者については無料という形もとっておりますので、全体で言いますと約半額ぐらいになっておるはずだというふうに思っておりますし、さらにこれを充実すべく子育てができるだけしやすい環境をつくっていきたいというふうには思っておりますし、最低でも現状は維持してそれを守っていく、さらにそれを伸ばしていきたいというふうに思っております。

後の細かい数字につきましては、また部長のほうからお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 川口健康福祉部長。

○健康福祉部長（川口 満彦君） まず、認定こども園とか幼稚園とか保育園の単価についての御質問でしたけれども、それぞれ認定こども園、幼稚園、保育園の単価はそれぞれ単価設定が違いますから一概に比較はできませんけれども、来年の1月以降の政府案の公定価格が決まるというふうに聞いております。

それと、今後の保育園の運営についてですか。従来の既存の保育所については経過措置が適用されまして、施設型給付の対象施設の保育所として継続されることとなります。国の定める基準については、施行後の5年後をめどに行う制度という、見直しを行う制度ということになっております。

13事業ですかね。子ども・子育て支援事業計画に盛り込む13事業ということで、本町は地域の実情に応じて今年度策定する「周防大島町子ども・子育て事業計画」に盛り込む事業ですけども、利用者支援事業、一時預かり事業、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、ファミリーサポート事業、延長保育事業、病児保育事業、実費徴収に係る不足給付を行う事業、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の13事業でございます。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今度は今日過ぎたら、所管委員会、私が参加する委員会で議論していくことになるというふうに思いますが、ぜひ例えば今度の条例をつくるために、国の基準でニーズ調査をなさいという項目もあったはずですが。実際的な親のほうからニーズ調査ということへされていると思います。

中身が、私たち議員の方にはほとんどわからない。中身を言うたら、今から反映していくんじゃないや言うたらそれまでです。いわゆる計画に反映していくんだ言うたら、それまでで終わりですが、

やっぱり実際的に先程条文を読み上げましたように、児童福祉法3条までを大事にした計画をぜひお願いしておきたいということを明らかにして、私の質疑は終わります。ぜひ偉い議員さん方も多いので、初めてできる条例ちゅうのは慎重に取り扱わんにゃいけんちゅうんが、私は27年間の考え方です。

以上述べて、質疑を終わります。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第14号周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第15号周防大島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。質疑が終結しましたので、議案第13号から議案第15号までの3議案をお手元に配布してある議案付託表のとおり、所管の民生常任委員会へ付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第15号までの3議案をお手元に配布してある議案付託表のとおり、所管の民生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第31. 議案第16号

○議長（久保 雅己君） 日程第31、議案第16号周防大島町学校給食センター設置条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第16号周防大島町学校給食センター設置条例の一部改正について、補足説明をいたします。

本案は、浮島小学校の調理及び配送業務について、平成26年度の新学期より、橘学校給食センターに統合いたしました。これに伴い、浮島学校給食調理場を廃止し、周防大島町学校給食センター設置条例の「浮島小学校及び」の文字を削る条例の一部改正を行うものであります。

なお、4月に既に廃止をいたしましたので、附則におきまして、この条例は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用することとしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第16号周防大島町学校給食センター設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第32. 議案第17号

○議長（久保 雅己君） 日程第32、議案第17号周防大島町福祉事務所設置条例及び周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第17号周防大島町福祉事務所設置条例及び周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について補足説明をいたします。

平成26年4月23日付で公布された次世代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律に基づき、母子及び寡婦福祉法の一部が改正され、平成26年10月1日から施行されることとなりました。

この改正に伴い、周防大島町福祉事務所設置条例第3条に規定する所管事務の一部の改正、及び周防大島町報酬及び費用弁償条例の別表第1に規定する職名の一部を改正するものであります。

第1条は、周防大島町福祉事務所設置条例の一部改正であります。第3条中、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正するものであります。

第2条は、周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正であります。別表第1中、「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改正するものであります。なお、附則として、条例の施行日を平成26年10月1日としております。

何とぞ慎重なるご審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。
これから、起立による採決を行います。

議案第17号周防大島町福祉事務所設置条例及び周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33. 請願第6号

○議長（久保 雅己君） 日程第33、請願第6号周防大島町政治倫理条例の制定を求める請願書を上程し、これを議題とします。

紹介議員の説明を求めます。吉田議員。

○議員（11番 吉田 芳春君） 失礼いたします。本来なら、請願者の小原勇さんが御説明するところではありますが、私、紹介議員の吉田が説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、印刷ミスがありましたので、まことに申しわけございませんが、御訂正をお願いいたします。お手元に配布させていただいております「周防大島町政治倫理条例の制定について」となっておりますが、「周防大島町」、次に「議会議員」を入れていただきまして、「政治倫理条例」と御訂正をお願いいたします。以下につきましても、そのように御訂正をお願いいたします。

それでは、請願の趣旨について御説明申し上げます。

町議会議員が町民全体の代表者として誠実かつ公正に職務を遂行することで、町民の信頼に応えるとともに、町民全体の奉仕者として政治倫理を保持し、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的として、周防大島町政治倫理条例（以下、本条例という）の早期制定を求めるものであります。

次に、請願の理由について御説明申し上げます。

昨今、全国各地で自治体議員の不祥事や不透明な事実が明らかになるなど、議員の職業倫理が疑われるような状況が多発しており、国民の政治不信が高まっているばかりであり、政治倫理の確立は国、地方を問わず、喫緊の課題となっております。本町議会の議員においては、これまで政治倫理上の問題も発生しておらず、これも議員各位の高い倫理観により、公正な職務が行われてきたたまものであると拝察いたします。

が、周防大島町が誕生して10年という節目に当たる現在、本町議会を取り巻く社会環境は大きく変動し、過疎、高齢化が進行する本町において、議員に対する町民の期待もさらに大きくなるとともに、議員の職業倫理の覚悟についての要請も一段と厳しくなっているのが現状と考えられます。

そこで、本町議会においても議員の義務を具体化し、遵守するための仕組みを定め、議員及び議会の公正で民主的かつ厳格な姿勢を町民に対し積極的に示すことが、これからの新しい官民協働のまちづくりにとって非常に重要なことであると考えられます。町民が生き生きと輝き、幸せに暮らせるまちづくりを進めるためには、町民の代表である議員が公正であり、町民にとって開かれた議会であることが必要であり、そのためには、本条例の制定により議員の義務を明文化し、主権者たる町民と共有することが不可欠であると考えております。

このような目的を達成するため、憲法第15条第2項に基づく公務員の職業倫理についての規定を初め、利益相反行為の防止や議員の影響力の不正な行使を規制する本条例を要請されるものであり、政治倫理基準、資産公開、問責制度、政治倫理審査会及び住民の審査請求などが規定されることにより、その効力を発揮できるものであります。

さらに、本条例は議会と住民が一体となって初めてその実行性を確保できるものであり、主権者たる町民が、議会や町民に関する意識を高めるためにも有効なものと考えられます。

また、近隣自治体において先駆けて本条例を制定することは、観光交流や定住促進に取り組む本町にとっても、先進的で開かれた町をアピールできることになり、地域活性化にとっても有効な取り組みと考えられますので、本条例が実行性のあるものとして早期に制定されるよう請願するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、議員皆様におかれましては、慎重なる御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。請願第6号、質疑はありませんか。平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） ええですかね。（「はい」「どうぞ」と呼ぶ者あり）紹介議員にお尋ねします。

1点目は、今、参考資料で光市と周南市、この倫理条例がいただいております。調べているか

どうかわかりませんが、山口県に今この倫理条例を何自治体やっているのかと。まず1点目。

2点目でございますが、請願の理由の中に、これは私ども十分理解しておるし、また議員たるもの、それらに全うするのが当たり前だと考えております。請願者が吉田議員に、紹介議員にという要請があったときに、まず本来の議員であれば、自分たちの議員のことを決めるのであるから、自治法の第112条の規定により、じゃあ議員発議でという論議を、この請願者の小原さんですか、とそういう論議をされたのかどうか。その3点をお尋ねします。

○議員（11番 吉田 芳春君） えっとですね、県内で今、政治倫理条例が制定されているのは、下関市、長門市、山陽小野田市、それと周南市、それに光市、6市町でございます。町では、まだ設置されたところはございません。

それと、今の発議とかいうお話もございましたが、まず、とりあえずは請願ということで、議員の皆様方の御意見をいただきながら、どういう形でこの政治倫理条例を制定に向けた方向に持っていったらいいのかなあとということで、今後の課題ということにはなろうと思っております。そりゃまあ、特別委員会を設けるという方法もあろうかと思ったり、議員全員協議会とか勉強会とか、いろんなこともあろうかと言いますが、その辺はまた今後の課題ということで考えております。

○議長（久保 雅己君） 平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） つけ加えですが、この理由書に先程ありませんが、この政治倫理を問われるような我々の議員の仲間に、私を含めて、そういう規定に相反したような議員がいたというような住民からの声があって、こういう請願を出そうということはお聞きしてますか。

○議員（11番 吉田 芳春君） それは一切ありません。

この最近、全国的に議員のいろんなモラルとか、そのようなことがたくさん報道されておりますので、そういう意味で、本町におきましては、そういう不祥事がまだ発生していませんけれども、やはりこれを契機に制定して身を正すということで、明文化することで、当然のことをやるとれば何ら問題はないと思っております。こういうことを明文化して町民の皆さんに公表するというのが、町民の皆さんにわかりやすう議会の開かれた議会というようなことで、そういう取り組む姿勢が明らかにできるのではないかなというように考えております。

○議長（久保 雅己君） 平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 最後ですが、私これを採択云々という話でございますが、やはり議員定数とかいうのは我々議員が決めることであって、この政治倫理にしてもそうですが、やはりその辺は十分論議されて、議員発議もしくは議長発議でこういうなん決めていく。私としたり、そういう方向に進んでいただきたい、いう質問しましたんで、お答えにしたいと思います。

以上でございます。

○議員（11番 吉田 芳春君） 私もやっぱり周防大島町、町で今回、もし条例が制定できるということになれば、先進地ということになるかと思いますので、そういうような恥じない、周防大島町の実態におうたような政治倫理条例が全会一致でできたらいいかなというふうには考えております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） まず1点は、先程訂正をお願いしますということで言われましたが、やっぱり冠ちゅうのは大事なことですよ。ほいで、受けますね。受けますというのは、私たちがよく紹介議員になります。ほいで、中身を読みます。ほんときに、そのときに、もしあれだったら、これ中身と請願の部分、これ違ふよという場合は、議案として提案する前に、本人とよく協議して、これはこうであるんじゃがどうでしょうかねというのをきちっと上程前にやって、これは違いますよというぐらいの扱いじゃ、ちょっと請願者に対して失礼じゃなからうかというの、1つの疑念です。請願、私たちずっとやってきましたからね。

それともう一つは、その点について吉田議員の考え方を聞いておきたい。請願者とのすり合わせが、どの程度までできとったのか。本当に、この請願の中身をきちっと読めば、これは完全に、いわゆる議員の倫理条例ということになると思うんですが、その辺をやっぱり議会運営委員会に出す前にきちっとやとったたら、今日そんな取り扱いはせんでええと。これは私の基本的考え方です。

それともう一点が、職業倫理ということでは言われております。中で何回も職業倫理。議員というのは職業なのかどうかちゅうこといね。やっぱりもう少し考えてみる必要があるんじゃないかというふうに考えております。

私も一生懸命議員として仕事をしますが、議員っていうのは果たして職業かどうかいうことは、やっぱり深く考えてみないと、職業倫理ちゅう言葉を使うと、私は過ちが発生するんじゃないかと。

それは、職業としてのいろんな職場があり、いろんな地域がありますね。ほん中で、やっぱり、その職場の倫理観とかいう言葉がありますが、議員の場合は職業かどうかちゅうの、例えばそこんところを考えちよかんと、いろんなことが。「あなたの職業何ですか」って言われたときに、議員って言うたら通らん場合がいっぱいあります。「職業何ですか」って聞かれたときに、例えば、皆さんそれぞれおられますが、そりゃあ無職って言うたり、いろんなあれがありますが、あくまで議員というのは違ふんじゃないかというのが2つ目です。

それと3つ目。これは私たちが苦勞して、ちょっと年度忘れたんですが、14年ぐらいなりませんか、いろんな苦勞する中で話したことがあります。いうのが、町長等のいわゆる政治倫理に関する部分として、そのときの町長が、いわゆる自発的に出してきた政治倫理条例があります。ほ

いじゃけえ、その部分は結局合併のときに、いつの間にかなくなるとちゅう格好もありますが、町も議会もいわゆる請願の趣旨がちょっとわかりにくいんですが、町も議会も一緒にしたものをつくりたいのか、差し向き議会だけでいいのか。その辺をよく協議されたのかどうなのか。

そうすると、例えば、請願者に対してよく議論して、ほいじゃけえ、例えばこうこうこうでこうなっちゃうが、表現も違うし、中身もどうじゃろかちゅうことで協議されて出してくる。これが大原則なんですけど、そこんところに請願者のほうに確かめられたのかどうなのか。やっぱりこの際じゃけえ、議会と町ときちっと作っていこうじゃないかちゅう趣旨のものなのか。ちょっとよくわかりにくいちゅうところがあるんで、その辺はちょっと本会議場で聞いちゃきたいなというふうに思います。

○議員（11番 吉田 芳春君） 最初に、今の周防大島町政治倫理条例ということで先程提出させてもらって、議会議員ということでさせていただきました。

これについては、誠に申し訳ないんですけども、ちょっと時間的なものがあつたんです。私も急遽こういう話が出てきてから、それ、議会事務局のほうにこれを出す段階で、差し替えがちょっと間に合わなくなりまして。私もちょっと議会特別委員会で研修視察ということで玄界島のほうへ行って、それからまたその次にはまた議員研修等もあつてというような中で、その辺が訂正がもうその時点で間違いが明らかにわかっておつたんですけども、それを早く出すのがいいのかどうなのか。

今日、私もその辺のこともありましたから、そういうことで。この条文を見ていただいたら、全て議員についての政治倫理というようなことでございます。その辺の初めてのことというようなこともありまして、その辺は申し訳なかったと思います。

それと、今の職業議員という表現は、これは恐らくそういうこの政治倫理をするためには、やっぱり議員も1つの職業というような認識で取り組む必要があるのではなからうかというような意味合いを込めて、そういう表現になっていると思います。でありますので、そういうようなことも、この提出に当たって、請願者の方とお話させていただいております。

それと、町長につきましては、政治倫理を確立するための、町長の資産等に関する資産の公表の条例が既に制定されております。もう毎年、町長につきましては、資産については公表されておりますけども、それに議員と町長、あるいは副町長、教育長とか、そういうようなセットにした政治倫理条例の制定についても考えたわけでもありますが、まずとりあえず、議員自らがやはり取り組んでいこうというようなことで、できれば政治倫理条例制定されれば、そのまんまもう変わらんよというようなことはないといえますので、やっぱり必要に応じて改正、一部改正等も行っていかなきゃいけないし、まずは議員自らがということで、このたび提案させていただいております。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） ちょっと本当にいただけないところだけは指摘しちよきます。訂正を早くしたらいいかどうかわからないというのは、本会議の説明者、請願の説明者としてはいただけない。やっぱり間違うたところがあれば、請願者に対して一日も早く訂正して、そして議会事務局を通じて議運のほうに提出していく。これが請願提出者の、ある意味、義務なんですよ。それを明確にしちよきたい。

流れとしては、私はいいことだというふうに判断しちよりますが、やっぱり請願のルール、議員にやっぱり、私もなかなか請願を提出してなかなか採択されなかったという経験が、請願者として歯がいい思いがありましたので、そうならないように、やっぱり注意が必要かなというふうに思いますので、その点だけ明らかにしちよきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。お疲れでした。

ただいま議題となっております請願第6号周防大島町政治倫理条例の制定を求める請願書を会議規則第92条第1項の規定により、所管の議会運営委員会へ付託いたします。

○議長（久保 雅己君） 以上で、本日の日程は全て議了しました。

本日は、これにて散会いたします。次の会議は、明日9月5日金曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時55分散会
